

平成 29 年

# 三重県議会定例会会議録

( 6 月 12 日 )  
( 第 13 号 )

第 13 号  
6 月 12 日



平成29年

# 三重県議会定例会会議録

## 第 13 号

○平成29年6月12日（月曜日）

---

### 議事日程（第13号）

平成29年6月12日（月）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問  
〔一般質問〕
- 第2 意見書案第4号  
〔討論、採決〕

---

### 会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問
- 日程第2 意見書案第4号

---

### 会議に出欠席の議員氏名

出席議員 49名

1	番	芳野	正英
2	番	中瀬古	初美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山本	里香
5	番	岡野	恵美
6	番	倉本	崇弘
7	番	稲森	稔尚
8	番	野村	保夫

9	番	下野	幸助
10	番	田中	智也
11	番	藤根	正典
12	番	小島	智子
13	番	彦坂	公之
14	番	濱井	初男
15	番	吉川	新樹
16	番	木津	直祐
17	番	田中	祐治
18	番	野口	正生
19	番	石田	成栄
20	番	大久保	孝豊
21	番	東	道明
22	番	山内	衛野
23	番	津村	熊三
24	番	杉本	宜健
25	番	藤田	裕一
26	番	後藤	川之
27	番	北川	林聡
28	番	村林	正人
29	番	小部	富男
30	番	服部	健児
31	番	津田	年規
32	番	中嶋	英介
33	番	奥野	智広
34	番	今井	隆尚
35	番	長田	直人
36	番	舘	

37	番	日 沖	正 信
38	番	前 田	剛 志
39	番	舟 橋	裕 幸
40	番	三 谷	哲 央
41	番	中 村	進 一
43	番	青 木	謙 順
44	番	中 森	博 文
45	番	前 野	和 美
46	番	水 谷	隆
47	番	山 本	勝
48	番	山 本	教 和
49	番	西 場	信 行
50	番	中 川	正 美
(42	番	欠	番)

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	福 田 圭 司
書 記 (事務局次長)	岩 崎 浩 也
書 記 (議事課長)	榊 屋 眞
書 記 (企画法務課長)	稲 垣 雅 美
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	中 村 晃 康
書 記 (議事課班長)	中 西 健 司
書 記 (議事課主幹)	吉 川 幸 伸

---

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	渡 邊 信一郎
副 知 事	稲 垣 清 文

危機管理統括監	服 部 浩
防災対策部長	福 井 敏 人
戦略企画部長	西 城 昭 二
総 務 部 長	嶋 田 宜 浩
健康福祉部長	田 中 功
環境生活部長	井戸畑 真 之
地域連携部長	鈴 木 伸 幸
農林水産部長	岡 村 昌 和
雇用経済部長	村 上 亘
県土整備部長	水 谷 優 兆
健康福祉部医療対策局長	松 田 克 己
健康福祉部子ども・家庭局長	福 永 和 伸
環境生活部廃棄物対策局長	中 川 和 也
地域連携部スポーツ推進局長	村 木 輝 行
地域連携部南部地域活性化局長	伊 藤 久美子
雇用経済部観光局長	河 口 瑞 子
企 業 庁 長	山 神 秀 次
病院事業庁長	長谷川 耕 一
会計管理者兼出納局長	城 本 曉
教 育 長	廣 田 恵 子
公安委員会委員長	山 本 進
警 察 本 部 長	難 波 健 太
代表監査委員	山 口 和 夫
監査委員事務局長	水 島 徹

人事委員会委員  
人事委員会事務局長

戸 神 範 雄  
山 口 武 美

選挙管理委員会委員

富 永 健

労働委員会事務局長

永 田 慎 吾

---

午前10時0分開議

## 開 議

○議長（舟橋裕幸） ただいまから本日の会議を開きます。

## 諸 報 告

○議長（舟橋裕幸） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

意見書案第4号が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

---

意見書案第4号

「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法等改正案について国民の十分な理解を得ずに行われた採決に抗議し慎重な審議を求める意見書案

上記提出する。

平成29年6月8日

提 出 者

芳 野 正 英

山 本 里 香

岡 野 恵 美

倉 本 崇 弘

稲 森 稔 尚  
下 野 幸 助  
小 島 智 子  
吉 川 新  
北 川 裕 之  
三 谷 哲 央

「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法等改正案について国民の十分な理解を得ずに行われた採決に抗議し慎重な審議を求める意見書案

政府は、世界で頻発するテロ事件を受け、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けたテロ対策を強化するため、「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法等改正案の早期成立を目指している。

現在、同法律案は国会において審議されているが、これまでの審議において、様々な懸念が指摘されたところである。

同法律案を提出する前の政府の説明では、「テロ等準備罪」について、適用対象や構成要件などを厳格にするとされていた。しかしながら、実際に提出された法律案では、テロ行為は例示にとどまっており、対象となる罪も広範囲に及んでいるのではないかと指摘されている。また、適用対象である「組織的犯罪集団」の定義が曖昧であり、一般国民も処罰の対象になるおそれがあるのではないかと指摘されたほか、構成要件の一つとされる「実行準備行為」についても、具体性に欠けるのではないかと指摘されている。

加えて、国連人権理事会の「プライバシーの権利」特別報告者から、同法律案が成立した場合、プライバシー権と表現の自由を制約するおそれがあるとの懸念が表明されたところである。

同法律案については、衆議院での審議において修正が行われたが、上記の懸



念を払拭するには至っていない。それにもかかわらず、衆議院で採決が行われたことは遺憾であると言わざるを得ない。

よって、本県議会は、組織犯罪処罰法等改正案について、改めて慎重な審議を行い、議論を尽くすことを強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 舟橋裕幸

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣

---

## 質 問

○議長（舟橋裕幸） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。3番 廣耕太郎議員。

〔3番 廣耕太郎議員登壇・拍手〕

○3番（廣耕太郎） 皆さん、改めましておはようございます。新政みえ、伊勢市選出の廣耕太郎でございます。

議長の許可を得ましたので、通告書に従い一般質問をさせていただくわけですが、その前に、先回やらせていただきました総括質疑におきまして、某先輩議員と言いながらその先輩議員の名前がわかってしまうような発言をしてしまいましたことを反省しております。この場をかりましておわびを申し上げます。三谷議員、大変失礼しました。

それでは、質問のほうに移らせていただきたいと思います。

私、今回で3回目の一般質問になるわけでございますが、これまでの2回は防災についてということで、一貫して県民の命、そして財産を奪うような大震災が起こった場合、どうしていくかというような質問に終始しておったわけでございます。時系列的には、1回目は総論といいますか、今の状況で

すね。そして2回目は、準備、そういったことを言わせてもらって、今回は、震災は実際起きてはいけないんですが、起きてしまった後、直後に何をしなければいけないのか、そういうことを質問させてもらうわけです。私の1丁目1番地ということでそれに終始しようと思ったんですが、実は、皆様御存じのように5月14日に閉幕しましたお伊勢さん菓子博、これは、私が先ほど言わせてもらいましたように伊勢市選出ということでございまして、この菓子博の質問をしなければいけないんじゃないか、そういうことで、今回最初にこのお伊勢さん菓子博2017につきまして質問をさせていただきたいと思っております。

この菓子博ですが、歴史は結構長くて、もう100年以上続く明治時代からあった博覧会でございます。今回は、前回は広島県ですか、そして今回は三重県ということで、それで、三重県には決まっておったんですが、伊勢市で開催になるということに決まったのは、いろんな動きがあったそうで、伊勢市の県営サンアリーナで開催ができることになったのも、皆さんの御尽力、そしてまた、奥野議員の御尽力もあったかというような話も聞いております。

立てるところは立てて質問させていただくわけですが、この菓子博ですが、最初、来場者60万人が目標というふうに聞きました。最初に聞いたとき、24日間で60万人はちょっと難しいでしょうと。よく来て30万人、40万人行けばなというふうに私は思っておりました。というのも、私は伊勢市におりますので、あの県営サンアリーナでいろんなイベントをします。例えば、音楽コンサートですね。昔、私、行きました、安室奈美恵のコンサート。メインアリーナを使ってコンサートをされたわけですが、そのメインアリーナのキャパシティ数といいますか、席数は大体1万人、1万1000人と言いますけれども、音楽イベントをやると大体1万人、1万人コンサート、もう、そのときに行ったら物すごい人です。もうパニック状態なんですね。だから、あの状態がですよ、24日間ずーっと続いても24万人なんです。ということは、全然30万人には及ばない。ですから、1日2回、昼間にやって、昼間に安室奈美恵をやって、夜は何ですか、おニャン子クラブと違うわ、AKB48みたいな満

席になるようなイベント、音楽コンサートをやったとしても、1日2万人です。1日2万人、24日間で48万人。もう、50万人なんか到底無理だろうと思っておりましたが、終わってみれば58万4100人。すばらしい数といえますか、60万人には達しなかったものの、大成功だったんじゃないかなと私は思っております。

しかも、そんなにたくさんの方が来たにもかかわらず、大きなトラブルがなかった。これは、まさに奇跡かなと私は思っておりますし、まさにこれは伊勢志摩サミットのレガシーじゃないかなというふうにも思うわけでございます。

このイベント、三重県の南勢地区の、これは一つの成功例といえますか、今後、県営サンアリーナを使って、そして活性化をしていく一つの成功例かなというふうに私は思うわけです。いろんな部分でのノウハウも、今回のイベントで構築ができたんじゃないかなと私は思っておるわけでございます。

ですから、今回、まずお聞きしたいのは、どういうふうな運営をされたのか。いろんな運営があります、バリアフリー、障がい者への対応とか、もてなしの部分とか、ボランティアの方々をどういうふうにして活用されたとか、いろんなノウハウがありますが、どうやって運営をされていったか。そして、この成功に結びつけたのか。そういうところの話を、まずお聞かせ願えればと思いますので、御答弁よろしくお願いいたします。

〔村上 亘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（村上 亘） ただいま御質問を頂戴いたしました期間中の対応について、御答弁を申し上げます。

まず、お伊勢さん菓子博2017の開催に当たりましては、実行委員会に参画いたしました関係者をはじめ、地元の皆さんには、交通規制などにより御不便もおかけする中で、多大な御協力をいただきましたことを大変感謝しております。

開催5日目で入場者数が10万人を超え、好調な滑り出しとなり、会場入り口では早朝から当初の想定を超えた長い行列ができたほか、話題となりました

た菓子博会場での数量限定商品をお求めの方、全国のお菓子を販売するブースを目指す方の列によりまして、会場内が一時的に混乱するといったことがございました。このような課題に対しましても、毎日、各現場責任者が情報を共有いたしまして、それぞれのブース運営事業者などとともに、翌日には改善策を講じるなど柔軟な対応を行いました。

具体的には、開場時間前の行列の解消に対しましては、案内スタッフの増員を行いまして、状況を見て開場時刻を繰り上げいたしました。また、限定商品への行列に対する対策といたしまして、会期中から、早朝からお待ちいただくことのないよう、先着順の整理券方式から抽選方式に変更いたしました。さらに、全国のお菓子を販売するブースでは、レジの増設とスタッフの増員による待ち時間の解消、納品頻度の増加による欠品の解消に努めたところでございます。

一方、バリアフリー対策といたしまして、準備段階から、県内でバリアフリー観光の経験、知見を有するNPO法人伊勢志摩バリアフリースターセンターから、施設整備、運営、広報などに対しまして御助言をいただいております。開催期間中におきましても、バリアフリースターセンターボランティアの皆さんによりまして、障がい者の方だけでなく、高齢者や小さなお子様連れの方々が快適に楽しんでいただけるよう、ニーズに応じた柔軟な対応を行っていただきました。

会場へのアクセスについては、障がい者団体の方々からいただいた御意見を踏まえまして、会期中から土日祝日限定ではございますが、宇治山田駅から会場へ車椅子利用者にも対応いたしましたバスを運行していただきました。さらに、五十鈴川駅に車椅子対応の仮設トイレも設置をしたところでございます。

今回のお伊勢さん菓子博の開催を通じまして得られた様々な経験、ノウハウを、今後県内で開催されますインターハイ、三重とこわか国体・三重とこわか大会などの大規模イベントに生かしていきたいというふうに考えてございます。

[3番 廣 耕太郎議員登壇]

○3番(廣耕太郎) ありがとうございます。

いろんな方策を打っていただいて成功に導かれた、そういうふうなことがわかったわけですが、この菓子博ですが、全面的にといいますか、全ての方が満足をされたわけではないというふうな話も聞いております。先ほどちょっと話がありましたように、限定商品につきましては、これは、私のほうにも話がありました。赤い餅と白い餅と一緒にあって、あと、復刻版とかいうやつがありまして、それを、ゲートがあくや否やみんながどわーっと走るわけですね。よく事故が起こらなかつたと思うんですけども、それが、身体障がい者の方から連絡がありまして、それで、我々は身体障がい者だから買うことができないと、どうかこれは何とかしてくれというような話がありました。確かにそうだと思います、ちょっとあるところに、事務局のほうにも話をさせてもらったところ迅速な対応で、翌日にはもう、すぐに抽選という形をとっていただいた。これもすごいなと思いましたし、ただ、先ほどの話にもありましたように、お菓子を買おうと思ってもお菓子が買えないといいますか、私も実際行ったんですけども、買おうと思って1時間半ぐらい並んで、そして中へ入ったら商品がないんですね。これは、うれしい悲鳴ですし、このことを県の方に言っても仕方がないことなんですけど、そういった不満もあったという話があります。

そして、私がちょっと心配なのは、県営サンアリーナの施設の問題です。これは、世界祝祭博覧会、20年ぐらい前の話ですけども、世界祝祭博覧会のおときにはたくさんの方が来ました。そのとき以来の入場者数じゃないのかなと私は思うんですけども、話によりますと、中の設備の温水器といいますか、配管ですね、配水、配管の部分とか、空調の部分も含めてかなり老朽化をしておいて、ふぐあいも出たというふうな話も聞いております。その点についてどういうふうに思われるか、御答弁をお願いします。

○雇用経済部観光局長(河口瑞子) 県営サンアリーナにつきましては、平成7年に供用を開始し、平成29年の今年で開設22年目を迎え、経年劣化に伴う

改修、修繕の必要箇所が増加している状況にあるのは事実の状況でございます。

そのため、日々指定管理者と協力し、施設内を巡回し、施設設備の監視、点検をきめ細かく行い、軽微な不都合や故障を発見した場合には迅速に修繕するなど、施設を常に最適な状況に保てるよう施設管理に努めているところでございます。

しかしながら、お伊勢さん菓子博2017ではメインアリーナ入り口付近の浄化槽が流れにくくなり、詰まりの原因である汚水排管内の植栽の根の除去作業を完了するまで県営サンアリーナ内トイレの一部を使用制限し、来場者の皆様に御迷惑をおかけいたしました。申しわけございませんでした。

いろんな修理に当たりますとは、昨今の厳しい財政状況の中、安全・安心を第一にいろいろ予算の確保に努めているところでございますし、今回の議会にも提案しております国の地方創生拠点整備交付金など国の交付金も活用しながら、限られた予算の中ではありますけれども、利用者の安全・安心の観点から緊急性、必要性の高いものを優先して修理を実施することで、できる限り長く利用者の方に喜んでいただけるような施設設備の管理に引き続き努めてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣耕太郎） 今、修理に努めていくというような話がありましたけれども、具体的に、今回、ふぐあいといいますか、いろんなトラブルがあった中で、スケジュール的に、これはどれぐらいをめどに修理をされていくのか、それをちょっとお聞かせください。

○雇用経済部観光局長（河口瑞子） お尋ねのありました修理のことですけれども、排水のほうは、今応急処置をしているところでございます。今年度予算で歩道の整備を実施する予定をしております、その歩道の下に排水管が埋まっておりますので、それも合わせて今年度中にもう少し修繕をしたいと思っております。

空調の関係につきましては、監査のほうで御指摘もいただいておりますけ

れども、財政状況を見ながら、また、施設としては現時点では故障はないと聞いておりますので、長期の修繕計画の中で対応していきたいと思っております。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣耕太郎） 空調はともかく、排水の部分は今年度中に直していただけるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○雇用経済部観光局長（河口瑞子） 今年度中に排水のほうは対応したいと思っております。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣耕太郎） ありがとうございます。

それでは、続きまして、渋滞の対策の話でございます。

先ほど、ちょっと冒頭に話もありましたけれども、これ、60万人近く来たら当然渋滞が起こるわけでございます。ただ、その渋滞をいろんな施策で解消していかれたというふうに聞いております。まず、どのようにして解消に当たったのかのノウハウについて、御答弁をお願いします。

○警察本部長（難波健太） お伊勢さん菓子博2017につきましては、開催期間がゴールデンウィークと重なりましたことから、例年の伊勢神宮への参拝車両に加えまして菓子博への来場を目的とした車両が多数訪れるということで、交通渋滞の発生が懸念されたところでございます。

こうしたことから、開催前から公共交通機関の利用を広く呼びかけるなどの事前広報に努めましたほか、期間中には交通機動隊の白バイなどを活用いたしまして、伊勢市内の渋滞をいち早く把握し、その情報を交通情報板で表示するなどの情報発信に努めたところでございます。

また、期間中の著しい交通流の変化に対応するために、会場周辺を中心とした主要交差点に設置されている信号機の周期の調整を行いまして、渋滞緩和を図りました。

加えて、公共交通機関を利用する観光客の利便性を高める対策といたしまして、主要駅と会場を結ぶ路線となる伊勢二見鳥羽ラインの側道を、バス、

タクシーの専用路線に設定いたしましたして、バス、タクシーの定時性を確保いたしました。

このような対策を実施した結果、主催者をはじめとした関係機関のみならず、地域住民の皆様の御協力をいただきまして、期間中は一時的な渋滞はございましたが、大きな渋滞の発生は見られなかったところでございます。

以上です。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣耕太郎） ありがとうございます。渋滞を解消するために信号機の時間を変えていただいたと。そこまでやっていただいたということを理解させていただきました。

そして、この開催中の交通事故、菓子博に関連するといえますか、会場の周辺で大きな事故は、死亡事故というのは私も聞いていなかったんですが、そこら辺の事故というのはあったのでしょうか。ちょっとお聞かせください。

○警察本部長（難波健太） 事故のことについて御説明をいたします。

例年と比較をいたしまして、開催期間中の会場周辺の道路の昼間の事故につきましては、御指摘のとおり命にかかわるような重大事故の発生もございませんでしたし、ほかの追突等による人身事故の発生につきましても、ほぼ例年どおり数件にとどまったという結果でございました。

以上です。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣耕太郎） ありがとうございます。

何事もなかったということで私もほっとしておるわけですが、成功した成功したとは言うものの、今後、では、この成功した菓子博をどういうふうにつなげていくか、今後の対策ですね。お伊勢さん菓子博の、何か、ブランディングですね。

今回は地元の高校生の皆様もいろんな意味で協力をしていただいて、そして、創作料理みたいなのをつくっていただいたというふうな話も聞いております。まさに、未来のパティシエが生まれる一つの礎になったのかなという



気もしておるわけですが、今後、この菓子博を利用して、どのような展開をされていくのか、どのような活性化をしていくのかということ、方法を、もしあればお聞かせください。

○雇用経済部長（村上 亘） 本県では、伊勢へと向かう旅人をそれぞれの地域の名物餅、名物菓子などでもてなしてきた文化がございます。今回のお伊勢さん菓子博におきましては、これらに加えまして、三重県産のアオサ、伊勢茶、かんきつ類などが活用されまして数多くの新商品が開発されまして、好評を博しました。県内、会場限定のものもございましたけれども、全国に向けていせわんこのキャラクターをパッケージに採用いたしまして発売をされていた商品もございます。

このように、菓子博の開催を契機にいたしまして、伝統的な名物餅、名物菓子に加えまして、地域の素材を活用した新しい商品なども本県の菓子の知名度向上に貢献するとともに、県内事業者が今後も付加価値を高めた商品を生み出していく機運が醸成されたものと考えてございます。

これらの成果を継続的なものとするためには、三重県の菓子のブランド力を高めていくことは重要でございまして、新たに開発をいたしました商品や博覧会で各賞を受賞した菓子の魅力を発信するとともに、認知度が高まりました公式キャラクターいせわんこの活用なども、菓子博実行委員会、三重県菓子工業組合などへ提案をしていきたいというふうに考えてございます。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣耕太郎） ありがとうございます。

私もそのいせわんこ、（マスコットを示す）これを前田議員から取り返したんですが、これをやっぱり使っていただかない手はないかなと。ぜひこれは使っていただきたい、私はそういうふうに思っております。お願いをしたいと思います。

それでは、次に、質問に移らせていただきたいと思います。

北朝鮮情勢等への対応についてでございます。

これは、この北朝鮮の質問ですが、これはもちろん国防でございまして国

の役割の部分なんですけど、ただ、やっぱり国に全てお任せといたしますか、じゃ、県として何もなくていいのかどうか。もしミサイルが飛んできたら、今年で約10回ですか、10回のミサイルの発射実験等を北朝鮮は行っております。

私事でなんですけど、実は去年の2月7日に北朝鮮は沖縄に向けてミサイルを発射しました。私、ちょうどそのときに沖縄にいたんです。2月7日の朝の9時34分。何をしておったかと言いますと、那覇市内でフィットネスクラブのランニングマシンで走っておったんですね。そうしたら、携帯電話が鳴るわけですよ。Jアラートというやつですか。わー、鳴りましてね。それで、真っ赤になって、北朝鮮が沖縄に向けてミサイルを発射しました、避難してくださいと言うの。周りもみんな、ええっということ而走るのをやめて、どこへ逃げてええんやろうと。避難してくださいって言われても、とりあえず、みんな、こう、しゃがんでおったんですけども。あと、それから数分したら、上空を通過したというふうな情報も入りまして、そのときもぞっとしましてね。一体これを、もし打ってきたら、国防やから国が言うておっていいのかなということですね。やはり何らかといたしますか、今は特に細菌兵器ですか、ああいうものをばーんと打ってきたときに、じゃ、どうしたらええんかということなんです。

もし戦争になったら、そんなの、北朝鮮なんかアメリカに1発でやられるやろうというふうに、みんな思っいらっしやる、私もそう思っおったわけなんですけど、北朝鮮の兵力といたしますか、兵士の数なんかをちょっと調べましたら、110万人から130万人おる。ええっ、と。日本は24万人と言われてます。韓国が62万人。ですから、日本と韓国を足しても北朝鮮には及ばない。フランスの20万人を足して、ようやくかな。110万人から130万人、北朝鮮は。これだけの兵士を持っておるわけですね。ちなみに、アメリカは140万人って言われてますが、ですから、そんな、北朝鮮なんてというふうに見くびっおったらえらい目に遭うんじゃないかなと私は思うんですね。

ただ、兵士の数なんて言うたら、今はハイテクですから、ハイテク兵器が

あるから、そんなん1発でアメリカが制圧するやろうって言われていますが、ただ、私は、いやいや、今、不穏な動きといいますか、ロシア。ロシアが今、万景峰号ですか、とのいろいろなつながりがあったり、ある人に言わせると裏でつながっておるんやと。北朝鮮とロシアはつながっておって、そういった兵器もロシアのほうから流れておるんじゃないか、そういうふうな話も聞きます。実際、そうかもわかりません。

それを考えたときに、いやいや、ロシアと言うてもなというふうに考えておったんですが、よくよく考えてみると、例えば、初めて宇宙に行った国はどこでしょうか。その当時のソ連ですよ。アメリカじゃないんですね。やっぱりアメリカとソ連というと、その当時は切磋琢磨してずーっとやっておったわけですが、まあ、ソ連のほうが一歩上に行っておった。それぐらいの能力はあるわけですから、それが北朝鮮についておったら、こんな恐ろしいことはないと思うんですね。

ですから、やはり我々はそれを予測して、今から何らかの避難訓練もしなければいけない。今は地震とか津波とかいろいろな訓練はしていると思います。しかし、この細菌兵器とか、そういった核兵器、または、核兵器、今、NBCというふうな言い方をされるみたいです、そういった避難訓練も必要ではないか。

三重県立総合医療センターで去年の11月5日に、そういったNBCの災害発生時の訓練をされたというふうに聞きました。このNBCというのは、ニュークリア、これは核兵器ですね。そしてバイオロジカル、これは、生物兵器。そしてCのケミカル、これは化学兵器。この頭文字をとってNBCと言うわけですが、こういった訓練もやはり各自治体でしていただかなければいけないし、そういったことを徹底していくべきではないかなと私は思っておるわけですが、現在の北朝鮮に対する県の対応はどうかということをお聞かせ願いたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） NBCは、また後に議論があると思いますけれども、ま

ず、現在の北朝鮮情勢に対する県の対応について、私のほうから答弁をいたします。

北朝鮮が国際社会のたび重なる警告を無視して弾道ミサイルの発射実験等を繰り返し行うことは、断じて許されない行為であり、看過できない状況です。国は、4月21日に都道府県向けの説明会を開催し、弾道ミサイルが落下する可能性がある場合に国民がとるべき行動について広報活動を行うことなどの依頼がなされました。万一、我が国の領土、領海に落下する可能性があるると判断した場合には、Jアラート、全国瞬時警報システムを使用し国民に情報を瞬時に伝達するとともに、エリアメール、緊急速報メールでお知らせすることとなっています。さらに、弾道ミサイル落下時のとるべき行動について、爆風や破片などによる被害を避けるため、できるだけ頑丈な建物等へ避難し窓から離れることなどについて、国民保護のホームページなどを通じて国民に呼びかけています。

これを受けて、県においてもホームページでお知らせするとともに、市町に対しても幅広い広報をお願いしているところであります。

こうした中、5月中旬から4週間連続してミサイルの発射があり、予断を許さない状況が続いています。このため、県におきましては、既に危機管理責任者会議を開催し、新たにJアラート作動時と同時に私を本部長とする危機対策本部を設置し職員も参集することを決定いたしました。

また、有事の際、住民の迅速かつ的確な行動につなげるため、小学校の児童や住民が参加する避難訓練を津市とともに実施することを、県として決定いたしました。

さらに、これらの訓練を有効なものとする意味でも、全国知事会、危機管理防災特別委員長として、有事の際に住民がとるべき行動や自治体の対応についてより具体的に示されるよう、国に対し質問書を提出したところであり、7月の全国知事会においても意見交換し、今後の対応につなげていきたいと考えております。

今後も、北朝鮮情勢の推移を注視するとともに、国、市町と連携を図りな

がら、県民の安全確保に取り組んでまいります。

〔福井敏人防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（福井敏人） 私からは、生物化学兵器などNBCによるテロ事案の発生した場合の県の対応について、お答えをさせていただきます。

平成16年の国民保護法の制定を受けまして、県におきましては平成18年3月に国民保護計画を策定するとともに、国民保護対策本部の活動要領や活動マニュアルを作成いたしまして、平成19年度以降、毎年のように国や市町と連携をし、化学剤の散布や爆破テロを想定した訓練を実施いたしております。

国民保護法では、武力攻撃や大規模テロが起こった場合において、国民の生命と財産の保護を図ることを目的といたしまして、避難、救援、武力攻撃災害への対処を三つの柱として定めておるところでございます。国外でテロ事案が頻発している中、国民保護法で定められましたこの三つの柱に沿った取組を行ってきたところございまして、昨年度は鈴鹿市と、また、平成27年度は伊勢志摩サミットを目前に控えました志摩市とともに、共同で訓練を行ったところであります。この訓練には、県や市だけでなく、国や自衛隊、海上保安庁、警察、消防、日本赤十字社などの職員も参画をいたしまして、緊急対処事態発生時の初動措置などの確認を行ったところであります。

さらに、平成27年度でございますけれども、県営サンアリーナを主会場といたしまして、イベント開催中にテログループによって化学剤の散布、爆発物の使用によるテロ事案が発生したという想定のもとで、訓練も行っております。この訓練におきましては、伊勢赤十字病院でありますとか市立伊勢総合病院、医師会など、医療関係者にも参加をいただきまして、疾病者に対するトリアージでありますとか、医療救護、ヘリによります救急搬送、そして、病院において化学剤テロ等による重傷者の受け入れの訓練なんかも行ったところであります。

また、こうした取組のほか、各消防本部におきましては、防護服や有毒ガス測定器、生物化学剤検知器など、災害対応資機材を活用した対処訓練も行っております。

今年度も市町や関係機関と連携した訓練を行うこととしておりまして、明らかになった課題を分析することにより、国民保護対策がより実効性のあるものとなるようブラッシュアップを図っていきたくと考えております。

以上であります。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣耕太郎） 今、答弁をいただきました。ありがとうございました。

その中で、ちょっと私、あつ、そうなのかと納得といいますか、初めて聞いたことがあります。細菌兵器の検査機器ですか、検知機器ですか、そういうのを各消防署に置かれているような話を、今、答弁されたんですが、そこら辺はどうなんでしょうか。

○防災対策部長（福井敏人） いわゆるNBC用の対応の資機材でありますけれども、防護服についてはおよそ3000着、それから、生物化学剤検知器につきましては全部で13台なんですけれども、13台。とか、それから、除染シャワーといいますか、そういう資機材であったり放射線の測定の検知器であったり、様々な機器を整備しておるところであります。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣耕太郎） 今、そのあたり、私が気になったのは、細菌兵器のことがどうしても気になるんですね。ですから、今、検知器が13台というふうな話がありましたけれども、やはりこれは各消防署といいますか、各地域にも置いておいていただきたいというふうに思っております。予算、財政の件もあります。ぜひそれも検討していただければと思っております。これは、要望で終わっておきます。

細菌兵器なんです。もしそれが起こった場合のとき、解毒剤といいますか、結局細菌兵器ってどういうものがあるか。先日も金正男さんですか、正恩のお兄さんが何かそういったもので殺されたというふうな報道がされてきましたね。ああいったものをまかれたときに、どういうふうにして対処するのか。解毒剤というのがあるのかどうか。また、それを研究されていらっしゃるのかどうか。そこら辺のことをちょっとお聞かせください。

○防災対策部長（福井敏人） 専門的な研究は、国における関係機関とか、そうしたところで研究も進められているところでもあります。

そういう中で、三重県国民保護計画では、いわゆるテロが発生したときの情報の提供でありますとか検査ということは、一定のものにつきましては県の保健環境研究所において実施をするというふうな形になっております。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣耕太郎） 今のところ、実際、今の状態ではまだ余り研究はされていらっしやらないような感じがいたします。ぜひ今後、そういったのにも対応できるように研究のほうを進めていただきたいと思います。

それでは、続きまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

私、冒頭に言わせていただきましたように、1丁目1番地の大規模災害発生後の対策といたしますか、それについてこの質問をさせてもらうわけです。今まではいろんな組織とのコラボレーションといたしますか、協調もしなきゃいけないという話の中で、今回は、実際に大震災が起こってしまったといたしますか、起きた直後、一体どうなるのかなということでございます。

直下型の阪神・淡路大震災のような物すごい地震が起こったとき、いわゆるインフラも全部とまってしまう。電気もとまり、水道もとまって、そして道が寸断されて通れない状態、そういった状態になった場合、家も倒壊しまして、みんなけがをします。けがをされて、例えば、頭から血を流した方、骨折をされている方、いろんな傷病者の方が避難所に押しかけるわけですね。物すごい数の傷病者の方が缶詰状態になって、そして、みんなうめいておる。そういうふうな事態になったとき、我々はどういうふうにしてその人たちを助けることができるのか。

例えば、医者がいない場合、出血多量でそのまま放っておいたら、もう死んでいくやないかというような人たちに対して、やはり我々は何か手を施さなきゃいけないということの中で、止血をする、心臓マッサージをする、いろんなやり方があるかと思うんですが、そういったことはやっぱり前もって知識がないとできないんですね。私も、昔、国立鳥羽商船高等専門学校の

時代にいろんな講習を受けまして、救急救命講習とか、応急手当講習というのを受けさせていただいて、そういうふうな免許みたいなものをいただいたこともありました。今、こういった救急の応急処置ができるような知識を皆様に持っていただかなければいけないのかなというふうに思うんです。

今、各町にはまちづくり協議会というのがありますね。そういったまちづくり協議会には、必ずこういった防災の委員会というのがあるかと思いません。今、ボランティアの意識もみんな高くなっていますので、そういった方々にもこういうふうな講習を受けていただく。そして、そういうときには対応ができるようなことになれば、私は一番いいのかなと思っておるわけですが、ただ、医師法もありますので、そういった手術といいますか、例えば、縫合、そういうことは医師法があるからやっぱり難しいのではないかなと思うんですが、緊急のとき、本当にこのまま置いておくと、もう多分死んでいくだろうというような緊急の場合は、そういった医療従事者、例えば看護師とか、例えば歯医者とか、そういった方々をお願いしてそういったことができるようなすべはないのかなと思うんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

〔松田克己健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） 大規模災害時における傷病者の処置についての御質問でございます。

議員から御提案のありました医師以外が行う医療行為についてでございますけれども、医師以外の者が縫合等の医療を行うことは医師法等関係法令により禁止されております。医師による適切な医療を受けられるまでの間、医師以外の医療従事者が行うことができる処置といたしましては、災害時におきましても、止血、消毒や傷口の保護等の応急手当であるということでございます。したがって、いかに迅速かつ適切に必要な医療を受けられる状況にするかが課題であると考えております。

地震等により大規模災害が発生した場合、県では地域防災計画に基づきまして、災害対策本部を設置し、災害応急対策活動に取り組むこととしており



まして、発災後の医療救護活動として、医療機関の被災状況や負傷者等の収容状況等を把握し、収集した情報をもとに、災害医療コーディネーターの助言を得てDMATや医療救護班の派遣要請を検討するなどの対応を行うこととしております。

負傷者につきましては、市町が被災状況に応じて設置いたします救護所等におきまして、災害拠点病院や医師会から派遣された医師により応急処置が実施されるということになってございます。

さらに、被災地の医療機関で対応できない重篤救急患者につきましては、災害拠点病院へ搬送し、医療を実施できるよう調整することとなりますけれども、災害拠点病院でも対応が困難な場合には、県外への広域医療搬送を検討し、国とも協議の上、県外へ搬送することにより対応することとしております。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣耕太郎） ありがとうございます。確かに、それは、医師法があってできないというのは重々私も承知をしております。当たり前の話でございます。

しかし、緊急避難的なことを考えたときに、私としては何らかの方策を考えていただければなというのが、これは個人的な意見でございますが、ただ、もし、ある医者の方がみえたとして、着のみ着のまま地震が起こったもので飛び出して逃げてきたと。そして、避難所に行った。その方は医者ですので、そういうスキルはあるわけですね。しかし、行ってもそこに医療器具はないわけですね。ですから、助けようと思っても助けることができない。先ほど言わせてもらったように、道も寸断しておりますので医療器具をとりに行くこともできないし、電気もないし、そういった場合、やっぱり避難所に少しの、縫合できる医療機器、そういったものは備えておくべきではないかと思うんですが、そこら辺の考えはいかがでしょうか。

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） 議員御指摘のとおり、救護所に医療機器等があらかじめ配備されておれば迅速に対応できるかと思いますが、や

はりそれぞれ救護所等を整備する市町の、その体制の中の議論の中でよく御検討いただいて、地域の実情に応じた対応、それぞれ郡市医師会等々と協議しながら救護所等の計画は設定しておりますので、その中で御検討いただきたいと考えております。

○**防災対策部長（福井敏人）** 少し補足をさせていただきますと、救護所で必要な資機材について、県におきましては、地域減災力強化推進補助金というのがございまして、市町からの申請に基づいて様々な資機材を支援させていただいております。

その中で、例えばたん吸引器とかストマの装具とか、一定の期間、避難所での生活を余儀なくされるということも考えられておりますので、そうしたものであるとかストレッチャーであるとか、そうした資機材を、それぞれの市町で医師会等とも御議論をいただいた上で整備をしていただいております。県としても一定の支援をさせていただいております。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○**3番（廣耕太郎）** 済みません、ちょっと私、聞き取れなかったんですが、今の話は、資機材を提供する、支援していくという話なんですが、そういった医療機器、簡単に言いますと、例えば輸血をするときのそういった医療機器とか、縫合するときの、手術も、そういうふうな機器、資材、そういったものも支援の対象になるのでしょうか。

○**防災対策部長（福井敏人）** 少し言葉足らずだったと思いますけれども、専門的な医療機材については、対象の中に含まれておりません。いわゆる一般的な、ストマであるとか、たん吸引器でありますとか、ストレッチャーでありますとか、そういう部分でございまして。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○**3番（廣耕太郎）** ありがとうございます。

それはわかったんですが、じゃ、例えばそういった資材を提供するときには、負担はどんなものなんでしょうか。何割負担とか、それは、あればまた教えてください。

○防災対策部長（福井敏人） 当該補助制度につきましては、2分の1を県から補助をさせていただいております、あと2分の1の部分については、今の、いわゆる避難所ということであれば市のほうで負担をいただくと、こんな仕組みになっております。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣耕太郎） ぜひとも、今後、私としてはそういった医療機器のほうも、器具のほうも、これも避難所に最低限やはり置いていただきたい、そういうふうに思いますし、今後、ぜひそれも検討していただきたいなというふうに思います。

それと、次の受援体制についてお伺いをさせていただきたいと思います。

私、災害があった後に、いろんな他県からの物資の援助、そういったものを受け入れるに当たりまして、熊本に行ったときも余分なものといいますが、こんなにたくさんの毛布を送られてもというようなものがどーんと届いたりもしておったという話も聞くことができました。そこから、まず、国や他県からの救援物資を円滑に受け入れ、効果的な被災者支援につなげるための取組というのはどういうことか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

〔福井敏人防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（福井敏人） 大規模災害時における援護について、国等からの救援物資を円滑に受け入れて効果的な被災者支援につなげる取組について、お答えをいたします。

大規模災害時の物資支援につきましては、東日本大震災の際、発災当初1週間程度は被災地の正確な情報把握に時間を要しまして、物資が届かないという課題が明らかになりました。こうした事態を避けるために、被災地からの要請を待たずに食料、毛布、乳児用・大人用のおむつなど、必要不可欠な物資6品目を緊急輸送する国からのプッシュ型支援が行われるようになったところであります。県では、このプッシュ型支援を円滑に受け入れ、物資を被災地に迅速に届けられるよう、市町の物資拠点の選定や受援の対応などを定めます三重県広域受援計画、仮称でございますが、これを策定しておると

ころでございます。

また、昨年の熊本地震において物資支援がとどこおったという課題にも対応するために、県内の29市町と一緒にラトワンマイル検討会を設置いたしまして、市町物資拠点の運営や避難所までの物資輸送についても検討を行っておるところであります。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣耕太郎） ありがとうございます。

もっともっとそれも進めていただきたいんですが、その避難者の状況や、そういった皆様のニーズ、それはどういうふうにして情報をとっていくのか。そのニーズを把握するための方策はどうしているのかも、ちょっとお聞かせください。

○防災対策部長（福井敏人） いかには避難者ニーズに合った物資支援を行うかということでありまして、プッシュ型支援ではやはりニーズに完全にマッチするということについては限界があると、そんなふうを考えております。避難者には、高齢者や子どもなど様々な世代が想定されているところでありまして、住民の年齢構成や高齢者等、要援護者数などを踏まえまして、物資が適正に配分されますよう、県内の市町への品目ごとの配分計画を作成しておるところであります。

また、国におきましては、現在、災害情報ハブ推進チームを設置いたしまして、官民が持つ様々な情報をウェブ上の地図情報として共有して、道路等の被災状況、避難所の場所、GPSを活用した人の動きなどの情報から、ニーズに合った物資支援ができるよう検討もしておるところであります。

また、昨年の熊本地震におきましては、避難所の物資ニーズの把握にタブレットを試行的に活用したところでありまして、こうしたICTを活用した物資支援の試行や、検討の動向にも注視をしまいたいと思っておりますので、災害発生時の物資ニーズの把握については、今後も様々な災害事例を教訓に、国や市町と連携をして被災者のニーズを的確に把握し、支援できる体制をしっかりと構築してまいりたいと考えております。

以上であります。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣耕太郎） ありがとうございます。

プッシュ型、いろいろな支援の受け入れをやられると思うんですけども、例えば、今、マイナンバー、これ、マイナンバーでできるかどうかというのは別にしまして、あらかじめこの地域には若い人が多いとか、ですから子どもも多いとか、そこにはやっぱりおむつを出さなあかん。だから、年齢層によって、やっぱりニーズは、大体把握はできていくんじゃないかなというふうに思いますし、そこら辺の情報をマップでつくっておくことも、これはできるのやないかなと思うんですが、事前にそういった年齢層の把握というのはできるわけでしょうか。

○防災対策部長（福井敏人） 県におきましては、今、全ての市町におきまして避難行動用の支援者名簿というのを作成いただいております、それをもとにして各地域の住民の年齢構成等を踏まえた必要な物資が必要な地域に配送されるよう、あらかじめ情報の把握を進めていこうというふうに考えておりますし、実は、平成25年に災害対策基本法が改正をされまして、市町村長は被災者台帳を作成できるということは、以前からやっていたらしゃるところもたくさんあるんですけども、これが明文化されました。

また、あわせまして、マイナンバーの利用対象に、被災者台帳の作成に関する事務というのも追加がされたところであります。この平成29年3月に、内閣府で被災者台帳の作成等に関する実務指針というのが示されました。被災者台帳の作成でありますとか、それから、被災者台帳に係るマイナンバー利用事務の実施に当たり参考となるような手順等も、実は示されたところであります。

各市町においては、こうした指針を踏まえて台帳の整備等々について検討が進められているところでございますので、防災対策部としても関係部と連携をいたしまして、先進事例を紹介するなど必要な支援を行ってまいりたいというふうに考えています。

以上であります。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣耕太郎） ぜひ、よろしくお願いをしたいと思います。

それで、今、私は広い田舎に住んでおるんですが、地震になった場合、そういう孤立をしてしまうような集落が多くあるのではないかな。伊勢市も、特に矢持町というところとか高麗広なんていうすごく田舎のところは、どうしても道が1本寸断されてしまうと孤立をしてしまうんですね。そういったとき、どのようにしてその方々を助けていくのか。救助活動はどういうふうにすればいいのか。いろいろ考えておったんですが、道は寸断されておりますから、もう使えないと。じゃ、どうするのかと私は考えたときに、空、空を使ってはどうかになって思ったわけですね。

これは、一つの紹介なんですけれども、だったら、空というと気球というふうな話、これは、やっぱり時間がかかる。大体、気球を立ち上げるまでは人数も8人要るし、そして時間的には、まず空気を送ったりガスを送ったりというふうなことをやると30分ぐらい時間がかかってくるんじゃないかということで、より迅速に対応ができるようなすべはないのかというふうなことを常々私は考えておったわけですが、そのときに、ふとある物を見ました。これが、この（パネルを示す）モーターパラグライダーというやつです。

モーターパラグライダーというのは、パラシュートに80cc、もしくは250ccのモーターがついています。それで、4時間飛べるんですね、4時間。さらに、滑走距離は、風があった場合なんですけれども、わずか5メートルぐらい。もう、すつと行けます。すつと、こう、すぐに浮き上がる。しかも、90キログラムぐらいの人を1人乗せることができるんですね。これは非常に優秀といいますか、これは防災に使えるなどと思ひまして、時速も、風の向きにもよりますけど、80キロメートルぐらい出るんですね。80キロメートルで4時間飛ぶことができます。

確かに、危険は危険です、乗っておる人間はね。伊勢志摩サミットのあのポスターを撮った松本さんも、これで飛んでいて事故で亡くなったという話

も聞いています。決して、それは安全ということではないわけではございますが、ただ、じゃ、死亡事故がどんなにあったかという、ほとんどないんですね。それはそうですよ。パラシュートを、こう、背負って飛んでいるわけですから。しかも、今はそのパラシュートの横に、モーターの横に椅子があるんですが、そこにもう一つパラシュートを積んでいるんです。ですから、何かあった場合はそれでまたパラシュートを開いて、落ちることはないというふうな話でございまして、ぜひこういうものを使って、災害時には活用ができないのかなというふうに思っております。

各消防署にこういうのを最低でも二、三台置いていただくと、そうすると、救助をするときの状況、そういうのも全部わかって、より迅速な対応ができるんじゃないか。お医者さんをこれに乗せて、そして救援に向かう。

私はちょっと高所恐怖症ですので難しいんですけども、一度命をかけて体験もしようと思っております。1台、これは、200万円ぐらいで購入できるそうでございます。三重県で五、六十人の愛用者の方もおりまして、そして先週も、松阪市松名瀬でやっているところへ私もいろいろ話を聞かせてもらいに行きました。ぜひこれは活用していただきたい。そういうことを言わせていただきまして、一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（舟橋裕幸） 50番 中川正美議員。

〔50番 中川正美議員登壇・拍手〕

○50番（中川正美） 伊勢市選出、自民党会派、中川正美でございます。

通告に従いまして順次質問させていただきたいと思っております。

まず、東京オリンピック・パラリンピックを略しまして東京オリパラを契機とした県産農産物の販路拡大について、お伺いしたいと思っております。

昨年5月に開催されました伊勢志摩サミットでは、首脳や配偶者などの食事において、数多くの県産食材が使用されました。生産者や事業者の皆さんからも、サミットで使われた県産食材を誇りに思うという声を数多く聞いており、大変うれしく思っております。

また、先日オープンいたしました伊勢志摩サミット記念館サミエールでは、三重の恵みとして、サミットで提供された食事とともに様々な食材が紹介されております。改めて、三重が豊かな自然に恵まれた食材の宝庫であることを認識したところであります。

また、お伊勢さん菓子博2017が開催されましたが、本博覧会の開催をきっかけとして三重の特産品を使ったお菓子も開発されるなど、広く三重の食産業の振興につながったものと感じております。

今後は、こうした伊勢志摩サミットや菓子博で高まった県産食材の知名度や評価を最大限に生かしながら、間髪入れずに、東京オリンピック・パラリンピックなど世界規模のイベントにしっかりと三重の食材を売り込み、販路を拡大していくことが求められております。東京オリンピック・パラリンピックまでの時間を考えますと、早急に関係者が一体となって取組を始めなければならないと考えております。

県当局におかれましては、東京オリンピック・パラリンピックのあらゆる場面で県産農林水産品が選ばれることを目指し、去る5月24日に、みえの食国際大使を務める三國清三シェフをアドバイザーとする東京オリパラ三重県農林水産協議会を立ち上げられました。フレンテみえで開催されたキックオフイベントには、官民合わせて200名を超える参加者が集い、大変盛り上がりを見せたと聞いております。特に、三國シェフの講演、三國シェフと知事のトークセッションでは、大会で期待される食の役割や求められる食材などについて話があり、今、関係者がやらなければならないこと等が明らかになったと聞いております。

そこで質問いたします。

5月24日に設立された東京オリパラ三重県農林水産協議会が中心となって、今後、どのようにして県産食材の販路拡大に取り組んでいくのか。協議会の会長でもあります農林水産部長にお聞かせ願いたいと思います。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） 東京オリパラ三重県農林水産協議会によります



県産食材の販路拡大ということにつきまして、御答弁申し上げます。

昨年5月に開催されました伊勢志摩サミットにおきましては、首脳会議や配偶者プログラム、国際メディアセンター等におきまして、数多くの、少なくとも269品目の三重県産食材が使用され、三重の食の認知度や評価が大きく向上したところでございます。

今後は、こうした伊勢志摩サミットのレガシーを生かしながら、国内外の注目度が高まる東京オリンピック・パラリンピック大会を契機といたしまして、県産品の競争力強化、さらなる認知度の向上、販路拡大に取り組んでいくこととしておりまして、先ほど御案内がありました5月24日に官民一体となりました東京オリパラ三重県農林水産協議会を設置したところでございます。

この協議会では、県庁の関係部局や関係団体等において東京オリンピック・パラリンピックに係る情報共有や相互連携を促進することで、東京オリンピック・パラリンピックへの県内農林水産品の供給体制の構築、また、首都圏における認知度向上、販売力強化などに取り組みまして、大会のあらゆる場面で選ばれる県産農林水産物を目指していくこととしております。

なお、本協議会のアドバイザーをお願いしております三國清三シェフにつきましては、東京オリンピック・パラリンピック大会組織委員会におきまして食の分野での唯一の顧問であることから、本協議会に対しましても貴重な助言をいただけるものと考えておるところでございます。

東京オリンピック・パラリンピックへの供給につきましては、東京オリンピック・パラリンピック大会組織委員会から示された調達基準を満たすよう、農産物における国際水準GAP、木材におきましてはFSC認証、水産物におきましてはAEL認証などの取得が極めて重要となっております。このため、GAP指導者の育成など支援体制の整備に取り組みまして、認証取得を促進してまいりたいというふうに考えております。

また、首都圏における認知度向上につきましては、政府や組織委員会が開催するレセプションパーティー等において、料理を提供する首都圏の高級ホ

テルなどをターゲットといたしまして、魅力ある三重の食のプロモーション活動を行い、一気に攻勢をかけることが重要というふうに考えております。

具体的には、首都圏の高級ホテル等に向けまして、三重ブランドの伊勢茶をはじめ、プレミアムな結びの神や、フードイノベーション商品であります伊勢まだいなど、磨きをかけた県産品のプロモーション、また、東京オリンピック・パラリンピックオフィシャルスポンサーの食品メーカー等に向けましては、疲労回復や健康増進効果が期待される機能性成分を含んだ県産品について、エビデンスに基づいた提案などの取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

こうした農林水産の各分野にわたる取組を総合的に実施することによりまして、東京オリンピック・パラリンピックを契機とした首都圏への県産食材の販路拡大を図っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔50番 中川正美議員登壇〕

○50番（中川正美） ありがとうございます。

今、農林水産部長からは、東京オリンピック・パラリンピックを契機に県産食材の販路拡大を図るため、えりすぐりの県産品を、さらに磨きをかけて首都圏等でプロモーションを展開していくという答弁をいただきましたが、その中で、お答えいただきました、三重の一押し食材の一つであります結びの神、これのPRを今後どのように進めていくのかお聞きしたいと思います。

○農林水産部長（岡村昌和） 結びの神につきましては、もちもちとして冷めてもおいしいお米であるというふうな特徴がございますので、その特徴を生かしまして、県内の量販店を中心に、すし店等の飲食店や宿泊施設等に対して販路拡大を進めてきておりまして、生産量につきましては、平成24年産が145トンだったものが、28年産では752トンということで、順調に生産を拡大しているところでございます。また、首都圏におきましても、三重テラスでありますとか、県出身者が経営しております飲食店等県にゆかりのある店舗のほかにも、一部米穀店での取り扱いが始まってきております。

こうしたことを踏まえまして、東京オリンピック・パラリンピックを契機に、これまでの結びの神の品質基準に、より高い食味と、粒ぞろいというふうな基準も加えまして、厳選したプレミアムな結びの神ということで、そういった新しい結びの神を生産いたしまして、首都圏の高級ホテルやレストランでの販路拡大に向けたプロモーションを実施していきたいと考えております。

また、これらの取組を展開し首都圏での情報発信を強化していくことでさらなる認知度の向上を図りまして、販路拡大にもつなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔50番 中川正美議員登壇〕

○50番（中川正美） わかりました。

また、東京オリンピック・パラリンピックでは、今、お話がございましたけれども、国際水準のGAPの認証取得が重要になってくるということでありました。引き続き、GAPの認証取得の促進についてお聞かせを願いたいと思いますが、GAPはグッド・アグリカルチャー・プラクティスを略したもので、農業生産工程管理のことであります。具体的には、農業生産者が食品安全、環境安全、労働安全などに取り組むことであり、適正にGAPを行うことは経営マインドを向上させるものと考えています。

しかしながら、欧米と比較いたしますと、日本の国際水準GAPの認証取得は低位であり、また、国の調査結果によりますと、GAPに対する消費者の認知度は1割程度と、まだまだ低いという状況であります。

こうした中、国は2020年、東京オリンピック・パラリンピックまでの期間をGAP認証取得に向けた周知期間と定め、平成31年度までに現状の3倍以上の認証取得を目指すとしています。

そこでお聞きいたしますが、今後、東京オリンピック・パラリンピックに向けて国際水準GAPの認証取得を促進する必要があると考えますが、県はどのように取り組んでいくのか、お伺いをいたしたいと思います。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） それでは、GAP認証取得の促進ということで御答弁を申し上げます。

GAPにつきましては、適切な生産管理や農薬などの農業資材の適正使用を通じまして、農業者の経営意識の向上につながる重要な取組であるというふうに考えております。

また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が本年3月に公表いたしました食材の調達基準におきましては、国際水準GAPであるグローバルGAP、それと、JGAPアドバンスといったGAPの認証取得などが条件とされたところでございます。

本県におきましては、国際水準GAPの基準には至っていないものの、県の独自基準に基づく基礎的なGAPが、農産物の主要な産地の約8割で実践されております。

一方で、国際水準GAPの認証を受ける生産者は21件ということからまだまだ少ない状況にあることから、県内産地におけるGAPのレベルを高めるとともに、国際水準GAPの認証取得を拡大することが急務となっているというふうに考えております。

このため、県では国の様々な施策等を活用する中で、国際水準GAPの認証を受ける生産者を平成31年度までに70件に拡大していくということを目指しまして取組を進めておりまして、例えば、地域機関に普及センターやJA、市町などで構成する地域GAP推進チームの設置、また、普及指導員及びJAの営農指導員を対象にした国際水準GAPの取得を支援する上級指導員の育成、さらには地域GAP推進チームを核にいたしまして、大規模農業経営体や東京オリンピック・パラリンピックでの採択を目指す産地など、対象を明確にした重点的な指導などに取り組んでいくということとしております。

さらに、将来におけるGAPの定着を着実なものとするため、三重県農業大学校における国際水準GAPの認証取得とGAP学習のカリキュラム化によりまして、将来の農業者や地域リーダーとなる若者たちが早い時期から

GAPを学び、実践できる環境をつくっていききたいというふうに考えております。

今後は、こうした取組を展開することによりまして東京オリンピック・パラリンピックの食材採用を目指すとともに、東京オリンピック・パラリンピック後におきましても、国内取引や、あるいは海外輸出の拡大といったことを有利に進められるよう、農業者や関係団体、行政等が一丸となりまして、三重県における国際水準GAPの取組拡大を進めてまいりたいと思っております。

また、GAPの普及、定着に向けましては、消費者に対する理解促進も必要となりますので、ホームページや出前トーク、広報誌などを通じて、GAPの考え方や意義などの情報発信に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

[50番 中川正美議員登壇]

○50番（中川正美） ぜひと、東京オリンピック・パラリンピックを契機に、国際水準GAPの認証取得を促進することで、オリパラ後も三重をはじめ日本の食品の安全・安心、高品質をアピールできるよう、しっかりと取り組んでいただきたいと思いますと思うんですが、その中で一つだけ、御答弁の中で、畜産に関してはどういう対応をなさるのか、これだけ御答弁いただきたいと思います。

○農林水産部長（岡村昌和） 畜産につきましても同様のGAPの基準が、現在、国のほうで検討されておまして、それが間もなく示されるというふうなことを聞いておりますので、畜産につきましてもGAPに準拠したような形で東京オリンピック・パラリンピックへ向けて生産物を提供できるように、同様にしっかりと進めていきたいというふうに考えております。

[50番 中川正美議員登壇]

○50番（中川正美） わかりました。

続きまして、本県のスポーツの推進についてお伺いいたしたいと思います。

平成27年9月の私の一般質問におきまして、私は三重とこわか国体における有形無形のレガシーについて質問を行いました。そのとき、知事からは、子どもたちのスポーツへの関心を高めたり、国体で活躍した選手が指導者として成果を上げ、次世代の選手を育てていくといった好循環を目指すことに加えて、競技力の向上等やキャンプ地誘致などの国際交流、誘客による地域活性化の推進、障がい者スポーツの発展などに取り組んでいくと力強い答弁をいただきました。これらのことにつきましては、自分としても全面的に賛同するものであり、大変期待をいたしているところであります。

その上で、その後の県の取組状況を見ていますと、国体の開催事務につきましては、正式競技の会場地市町が決まったり、マスコットキャラクターが決まったりしています。また、キャンプ地誘致についても着実に進めていただいております、徐々に開催に向けた機運が高まってきているなという感じでございます。

そうした中、知事は、さきの知事提案説明におきまして、本年度をスポーツイヤー・元年と位置づけられました。

そこでお伺いいたします。

知事は本年度をスポーツイヤー・元年と位置づけていますが、今後何に注力をし、どのように取組を進めていくのか、これから5年間にかかる知事の思いをお伺いいたしたいと思っております。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） スポーツの推進について、これから5年間にかかる私の思いということで、答弁させていただきます。

スポーツは、人々に夢と感動を与え、一体感を醸成するとともに、活力ある地域づくりに大きく貢献するものです。

こうした考え方のもと、私も知事就任以来スポーツの推進に重点的に取り組んでまいりました。そして、本県ではいよいよ全国高等学校総合体育大会、インターハイの開催が来年に迫り、さらに、全国中学校体育大会が平成32年に、国民体育大会三重とこわか国体及び全国障害者スポーツ大会三重とこわ

か大会が平成33年に予定されています。

また、この間には、東京オリンピック・パラリンピックや、ラグビーワールドカップ2019など、国際的な大規模イベントも控えており、本年を三重県のスポーツ推進にとって重要な5年間のスタートの年、スポーツイヤー・元年と位置づけたところであります。

先般の提案説明でも申し上げましたとおり、現在、施設整備や大会準備、競技力向上対策などを進めており、国体等の大規模大会の成功に向けて取り組んでおります。

私自身、これまでスポーツにかかわる現場を何度も訪問したり、私のところにお越しいただいたアスリートや、地域スポーツ活動に尽力されている皆さんのお話を聞いたりするたびに、スポーツが持つ多くの価値や、これまで本県のスポーツを支えていただいた方々の御努力を再認識しているところであります。

また、子どもたちがアスリートの練習風景などを見学したり、アスリートと言葉を交わしたりする際の目の輝きや、生き生きとした表情などを見るにつけ、スポーツの持つ無限の可能性を感じるとともに、こういった出会いや交流が、彼ら、彼女らの成長にどれだけ多くの影響を与えるかということを考えると、今後もスポーツ推進の取組をさらに積極的に展開したいという思いを強くしたところであります。

今後も引き続き、市町、スポーツ関係団体、民間事業者等の皆さんと連携して、大会準備や競技力の向上などの取組を加速させるとともに、スポーツを通じた地域の活性化などに取り組むことにより、県民の皆さんの一体感の醸成につながるよう、本県をスポーツでしっかりと盛り上げていきたいと考えております。

そして、この5年間の一連の大規模なスポーツイベントが終わった後も、得られた経験を次世代に引き継ぎ、地域活力の創出につなげていけるよう、スポーツによる元気な三重づくりを進めてまいります。

〔50番 中川正美議員登壇〕

○50番（中川正美） 御答弁いただきました。スポーツの推進対策、知事の熱い思いが伝わってまいりました。

今後の取組といたしましては、施設整備や大会の開催準備、競技力の向上などへの対応を進めるとともに、スポーツを通じた地域の活性化などに取り組むことにより県民の皆さんの一体感の醸成を図り、本県をスポーツで盛り上げていくと、こういうことだったと思います。

私としては、大会の開催準備や競技力の向上等が重要なのは当然ですが、国体等のレガシーとして何を残すのかを考えると、やはりスポーツを通じた地域活性化を進めることが重要ではないかと考えています。市町におきましても、国体開催に向けて準備委員会が立ち上がっておりますし、国体をどうやって盛り上げていくのか考える時期にきています。国体を成功させるには、当然のことながら、国体を契機としていかに地域活性化につなげていくか、県や市町で考えていくことが重要でございます。

そこでお伺いします。

スポーツを通じた地域活性化に向け、現在、県内でどのような取組が行われているのか、また、今後、どのような取組を進めていくのかお伺いしたいと思います。

〔村木輝行地域連携部スポーツ推進局長登壇〕

○地域連携部スポーツ推進局長（村木輝行） それでは、スポーツを通じた地域活性化に向けた取組状況等でございますが、御答弁をさせていただきます。

本県では、平成27年に三重県スポーツ推進条例を制定し、スポーツによる元気な三重づくりを進めているところでございます。条例の行動計画でございます三重県スポーツ推進計画に基づき、県民の皆さんがスポーツをする、見る、支えるための機運の醸成や、地域スポーツ活動の推進、スポーツを通じた地域活性化などに取り組んでおります。

このような中、本県では、今後5年間において国体をはじめとする様々な大規模なスポーツイベントを控えていることから、スポーツを通じた地域活性化を図る絶好の機会と捉えております。



これまでも県におきましては、例えば、美し国三重市町対抗駅伝は昨年で第10回を数え、地元の皆さんからも大きな関心や声援もいただくなど、各市町と連携した地域活性化につながっていると考えております。あわせて、県内各市町や団体におきましても、スポーツイベント等を通じた地域活性化に取り組んでいただいております。

例えば、いなべ市で国際ロードレース大会のツアー・オブ・ジャパン、熊野市でツール・ド・熊野や、ビーチマリンスポーツフェスティバル、志摩市で伊勢志摩サイクリングフェスティバルや伊勢志摩トライアスロン大会、多気町で国際マウンテンバイク大会などが開催され、それぞれ地域を盛り上げているところでございます。また、大台町におきましては、前回三重国体での会場地を活用したボートレース大会も毎年開催されているところでございます。

三重とこわか国体の開催基本構想において、国体の開催は地域活性化の大きなチャンスと位置づけております。そして、本県での国体開催を契機として、将来にわたり人や地域がいつまでも若々しく輝き続けるよう、地域におけるスポーツ活動の推進などの取組を進めていくこととしております。

今後も、市町と連携し、県民の皆さんがスポーツに親しむ機会の充実や機運醸成に取り組むとともに、スポーツを通じた地域活性化を推進してまいります。

以上でございます。

〔50番 中川正美議員登壇〕

○50番（中川正美） 御答弁いただきました。

今後、各市町も、地元で開催する競技を中心に国体を盛り上げるための様々な取組を検討していくのではないかと思いますので、しっかりとした連携をお願いいたします。

また、本県では、複数のサッカークラブチームがJリーグへの加盟を目指して取り組んでおります。それぞれの地域で盛り上がりを見せていますし、また、知事の政策集の中にも、Jリーグの誕生も述べられております。こう

した取組も地域活性化に大きく貢献するものでございますので、ぜひとも県でも応援をお願いいたしたいと思っております。

最後に、スポーツを通じた地域活性化に関連いたしまして、1点だけ御要望申し上げたいわけではありますが、今の話を伺いますと、県内では自転車を活用した取組を行っている市町が多いように見受けられます。実は、私は三重県サイクリング協会の会長を務めておりまして、三重県は、皆さんは余り認識がないかもしれませんが、自転車に関する資源に恵まれた県であります。先ほどスポーツ推進局長からも御答弁いただきましたけれども、いなべ市でのツアー・オブ・ジャパン、そして、熊野市のツール・ド・熊野。熊野は、日本で五つしかないUCI、これは国際自転車競技連合の公認のレースであります。また、鈴鹿サーキットでは国際公認コースを使用したサイクリイベントが年4回開催されておりますし、全国から毎回数千人のサイクリストが集まってくると。そして、私の地元であります伊勢志摩地域をはじめ三重県の各地域は、サイクリストを引きつける風光明媚な自然や道路環境、食や観光スポットに恵まれています。こうした魅力は他県と比べても遜色ないと思っておりますし、それに加えて、大きな自転車競技の大会やイベントが県内各地で開催されており、大きなポテンシャルを秘めていると考えます。

スポーツ推進県としては、自転車だけということではないと思っておりますが、自転車も含めて市町等が取り組むスポーツを活用した地域活性化をぜひ促進していただきたいと、こう申したいのでございます。よろしくお願いいたします。

次に、幸福実感日本一に向けての健康づくりについてお伺いいたしたいと思っております。

私は、子どものときに母親を病気で亡くしました。人のために尽くしたいという気持ちで政治の道を志した私にとりましては、政治の使命とは、人々の生命、健康、財産を守ることであると、こう考えておる次第であります。

県では、健康寿命の延伸を目標に、様々な健康増進に資する事業を展開していただいておりますが、今回特に、食生活の改善によって健康増進を図る活

動を展開している食生活改善推進員について質問いたしたいと思います。

余り知られていないかもしれませんが、食生活改善推進員とは、私たちの健康は私たちの手でスローガンに、食を通した健康づくりのボランティアとして活動してきた長い歴史を有します。全国的な組織であります日本食生活協会が設立されたのは、昭和30年であります。実に60年以上の歴史がございます。

先日、伊勢市の食生活改善推進協議会の50周年大会に参加をいたしました。皆さん大変意欲的で、地域の健康づくりの担い手として自分たちの活動に誇りを持っておられました。食べることは、人が生きていく上での不可欠なものでありますし、食べ物から栄養をとって私たちの体がつくられています。食は、健康づくりの基本とも言えます。

食生活改善推進員は、自分自身の健康から、家族、そしてお隣さん、お向かいさんへ働きかけ、仲間とのふれあいを通じて地域ぐるみのよりよい食習慣づくりを形成し、住みよい、健康で文化的なまちづくりを目指しています。

具体的な取組としては、料理教室や、イベント等における食生活指導、個別訪問指導を通じて健康的な食生活についてケアし、生活習慣病の予防に貢献をしていच्छやいます。あくまでも自主、自発性に基づいたボランティアであります。推進員になるには市町が実施する養成講座を修了する必要があります。食生活改善推進員は、活動の歴史も長く実績もあることから、市町と連携した取組も多く実施されていると聞いております。

このように、食生活改善推進員は、行政にとって県民の健康増進を図る重要なパートナーであると思いますが、県内の食生活改善推進員の、特に行政と協働して実施している活動状況、その課題、県としてはどのように協働していくつもりなのか、お伺いいたしたいと思います。

〔松田克己健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） 食生活改善推進員を活用した健康づくりについての御答弁を申し上げます。

健康づくりは、家庭や地域、職場などの社会環境によりまして大きな影響

を受けると考えられることから、NPO、企業、市町などの様々な関係機関と連携、協力しながら取組を進めているところでございます。

食生活改善推進員は、先ほど議員のほうから御説明がありましたように、市町が開催する養成講座を受講した方が会員となって自主的な活動をしていただいております。おやこの食育教室や男性料理教室をはじめ、高齢者を対象としたシルバー認知症予防教室や、家庭訪問による減塩普及活動など、地域に根づいた活動を多岐にわたって展開していただいております。災害時における炊き出し訓練につきましても、多くの市町で中心となって活動をしていただいております。

このように、県や市町にとりましては、栄養、食生活分野における健康づくりには欠くことのできない大切なパートナーとなっていただいております。県が毎年開催しております一般県民を対象としたみえの食フォーラムの開催についても、県と協働で実施し、食生活改善に対するより効果的な啓発を図っていただいているところでございます。

一方、食生活改善推進員は高齢化しているという実態がございまして、現役で就労している間はボランティアとしての活動に制約を受けることが多いということから、若い世代のうちに研修を受講していただいて会員になっていただいた後、退職後に精力的に推進員として活動していただければということで、推進員のグループの皆様方と一緒に取り組んでいるところでございます。

県としましては、食生活改善推進員の活動が若い世代につながるよう組織運営の相談等に応じるとともに、市町との連携のもと、これからも活動が活性化し、地域に根づいた取組が継続されるよう、ともに健康づくり対策を推進してまいります。

以上でございます。

[50番 中川正美議員登壇]

○50番（中川正美） 御答弁をいただいたわけではありますが、食生活改善推進員、食改さんと、こう呼んでおりますが、今も話がございましたけれども、

会員数が減少、高齢化という大きな課題があります。今現在の会員数が、本年では2576名ということでありまして、人材確保は大きな使命でございますので、よろしく願いいたしたいと思います。

食生活改善推進員は、今は市町で対応しておりますけれども、私の記憶では、平成14年まではこの県庁内に事務局もございまして、県との関係は大変深かったわけでありまして、こういった食生活改善推進員の皆さん方も、県とのかかわり合いを詰めてもらいたいということを言われておるんですが、このあたりのことについてはどう対応なさっていくのか、お聞かせ願いたいと思います。

**○健康福祉部医療対策局長（松田克己）** 食生活改善推進員の活動につきましては、日ごろから保健所の保健師、あるいは市町の保健師と連携しながら各種活動を進めていただいております、せんだってもそういった保健師の方々と一堂に会して、大会をさせていただいたところでございます。

引き続き、県としても、関係者が連携し合って取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

〔50番 中川正美議員登壇〕

**○50番（中川正美）** 次に、事業者における健康づくりについてお伺いさせていただきます。

健康づくりは、個人として取り組むことはもちろんでありますけれども、個人や家庭だけではなく、事業者が取り組むことも効果的であるわけでありまして。従業員や県民の健康づくりを応援するような事業所を増やしていくことも必要と思います。そのために、事業者健康づくりに取り組むようインセンティブを与えるような仕掛けが必要と思われませんが、いかがでしょうか。お聞かせ願いたいと思います。

**○健康福祉部医療対策局長（松田克己）** 健康づくりに関する取組を積極的に行っております事業者等に対しまして、県から登録証を交付し、県のホームページで紹介するなど、PRをしております。

具体的には、ヘルシーメニューを提供する飲食店等を健康づくり応援の店

として登録し、また、従業員の健康づくりに関する積極的な取組や、県が実施する健康づくりに関する情報発信を行う事業者を健康づくり推進事業者として登録するなど、事業者の健康づくりへのインセンティブにつながる取組を行っているところでございます。

このように、今後も県として新たな健康づくりの取組事例を紹介することで、積極的に取り組む事業者の拡大につなげるとともに、健康づくりに携わる事業者との連携をより強化し、社会全体で健康づくりを支える環境整備に取り組んでまいりたいと考えております。

[50番 中川正美議員登壇]

○50番（中川正美） 今、御答弁いただいたんですが、その中で、健康づくり推進事業、これもやっておると、こういう話でございますけれども、何か所やっておりますか。

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） 申しわけありません、手元に数字がございません。また後ほど御報告させていただきます。

[50番 中川正美議員登壇]

○50番（中川正美） 私、聞いておるんですが、県内6カ所なんです。三重県の企業は約2万社ございますので、その中で6社とはいかにも大変寂しい限りでございますので、積極的にこの事業を大いに展開していただきたいと思えます。

また、他県では、1年間で健康づくりにこういう貢献をしましたよというところに対して県が認定制度というのをつくって、そして積極的に展開しているところもございますので、そういった面で、ぜひともいろんな対応をしていただきたいなとこんなふうに思いますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

続きまして、三重らしさを生かした地域振興についてであります。

最初に、フィルムコミッションについてお伺いいたしたいと思えます。

フィルムコミッションは、映画やテレビ、コマーシャル等の撮影を誘致し、そして、その撮影などをサポートすることで、地域内連携の強化を図りなが

ら地元の魅力の再発見につなげ、それぞれの魅力を足したような好宣伝によりPRすることによって、地域イメージの向上や誘客に結びつけるなど、地域の活性化の一役を担っていただいている、非常に重要な組織であります。

県内では、平成10年6月に設立されました伊勢志摩フィルムコミッションをはじめ、現在、津、四日市、松阪、桑名、いなべ、伊賀、菟野、東紀州の9地域にフィルムコミッションが設立されており、各地域の魅力をPRし、映画やドラマのロケ等の支援を行っているところであります。

こうした日々のPR活動や誘致活動が実を結び、皆さんもごらんになったと思いますが、県立相可高校がモデルとなりました「高校生レストラン」や、「WOOD JOB!～神去なあなあ日常～」、「甥の一生」、「クハナ!」などが県内各地で撮影されました。特に、私どもの伊勢志摩は、美しい自然、豊富な歴史、文化遺産に恵まれた全国屈指のすぐれたロケーションを有する、まさに映像にふさわしいロケ地域として高い評価をいただいているところであります。これまでに5回映画化されました「潮騒」をはじめ、「ゴジラ」や「男はつらいよ 寅次郎物語」など、多くの有名作品の映画などがこの伊勢志摩地域で撮影をされておりますし、近年におきましては、「逆境ナイン」、「半分の月がのぼる空」など、伊勢志摩フィルムコミッションが支援をさせていただいた作品も数多くございます。

伊勢志摩フィルムコミッションでは、伊勢志摩での映画、テレビ、コマーシャルなどの撮影誘致に向けて、これまで撮影された実績などを、伊勢志摩フィルムコミッションロケーションガイドとして作成をし、映像制作関係者へ向けて配布をし、紹介し、日々PR活動を継続して行っているところであります。

また、平成29年度よりフィルムコミッションの全国組織でありますジャパン・フィルムコミッションに入会をし、国内外の映画やドラマ等、映像制作の誘致や支援の取組をしておりますし、これは、お伊勢さん菓子博や伊勢志摩サミットでの盛り上がりを絶やさずに、より一層、伊勢志摩地域をはじめ三重県をメディアやスクリーンに露出させていく必要があるという考え方が

らであります。

そこで質問させていただきます。

県として映画やドラマなどの誘致、撮影を通じて、地域への観光誘客や地域活性化を進めている伊勢志摩フィルムコミッションをはじめとする県内各地域のフィルムコミッションの活動と、今後どのような連携を図っていこうとしているのか、お伺いをいたしたいと思います。

〔河口瑞子雇用経済部観光局長登壇〕

**○雇用経済部観光局長（河口瑞子）** 三重らしさを生かした地域振興に当たって、フィルムコミッションとの連携についてどのように取り組んでいくのか、お答えさせていただきます。

映画やドラマの舞台になることは、映像を通じた情報発信にとどまらず、地域住民の誇り、愛着の醸成による地域振興や、ロケ地への誘客による観光振興の効果も期待できることから、県内9団体のフィルムコミッションとともにロケ地としての三重の魅力のPRに取り組んでいます。

フィルムコミッションとの連携については、三重県観光連盟を窓口とし、ホームページ観光三重での各フィルムコミッションの紹介やエキストラ手配など、スムーズな撮影に向けた支援を行うとともに、フィルムコミッション情報交換会を開催しフィルムコミッション間の情報共有を図るなど、県内でのロケの受入体制の充実に取り組んでいるところです。

また、これまでもガイドブック『シネマティックみえ』を作成し、映像、映画関係者向けにロケ候補地やフィルムコミッションの活動を紹介する取組を行ったほか、観光ガイドブック『映画旅文学旅みえ』を作成し、「潮騒」や「きいろいゾウ」のロケ地など、映画や小説の舞台となった県内スポットをまとめて情報発信することなどを通じ、地域への誘客に取り組んできました。

昨年度、平成28年度の新たな取組として、情報交換会の中で先進的な取組を行っている県外フィルムコミッションの代表者を招き、ロケ誘致のためのノウハウの共有を図るとともに、県内で映画やテレビ番組の舞台となったロ



ケ地を訪問し、受入時の苦勞や改善点を話し合うなどの情報交換も行いました。

また、今後の連携強化の参考とするため、各フィルムコミッションに対してアンケート調査を実施したところ、ロケ誘致のための手順や誘致後のPR方法などを知りたい、各地域のロケーションをオール三重県として映像関係者にPRしてほしいといった御意見をいただきました。

そのため、本年度は有識者を招いた勉強会を引き続き開催するほか、県内のフィルムコミッションと連携して映像・映画関係者を訪問し、ロケ地としての三重の魅力を情報発信するとともに、撮影された映像を通じて本県への誘客促進に取り組んでいきたいと考えております。

[50番 中川正美議員登壇]

○50番（中川正美） 答弁いただきました。ぜひとも県といたしまして、このフィルムコミッションの活動としっかりと連携をして、三重県をしっかりとPRしていただき、地域活性化を図っていただきたいと思ひますし、また、個人的な話でありますけれども、ぜひとも「潮騒」の、現在まで5回できましたので、6作目をつくりたいなど、こう思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

そこで再質問したいんですが、県がジャパン・フィルムコミッションを本年、脱退したわけですね。この理由はどうでしょう。

○雇用経済部観光局長（河口瑞子） フィルムコミッションの全国組織でありますジャパン・フィルムコミッションから脱退を検討しているんですけれども、それにつきましては、ホームページでいろいろ情報公開なども、この全国組織のホームページを通じてできるんですけれども、それについては、窓口のような観光連盟のホームページを掲載することが難しいということもございまして、それぞれのフィルムコミッションで直接そこへ登録していただいたほうが、より具体的な情報発信ができたり情報公開ができるんじゃないかということで、脱退のほうをちょっと考えているところでございます。

[50番 中川正美議員登壇]

○50番（中川正美） やはり県として、ジャパン・フィルムコミッションには加入していただいたほうが私はいいと思うんです。私どもは、伊勢志摩フィルムコミッション、私が代表であります、加入いたしましたけれども、この加盟料は幾らか御存じですか。

○雇用経済部観光局長（河口瑞子） 会員の数としましては、正会員という形で105団体、それぞれのフィルムコミッションが登録されているのと、あと、行政が9団体、業界団体が4団体と聞いております。

〔50番 中川正美議員登壇〕

○50番（中川正美） いや、加盟料というのは、わずか10万円なんです。たかが10万円されど10万円。これが、姿勢だと思います。

知事もいらっしゃいますので、平成13年、私、平成14年に伊勢志摩フィルムコミッションを立ち上げたんですが、そのときに経済産業省から、池上さんって先輩だと思いますが、その方とお話をして、この地域の活性化につなげていきたいとこういうことをございますので、知事としてもよくお考えいただき、対応していただきたいと思います。

○雇用経済部観光局長（河口瑞子） 映像、映画による観光誘客、地域振興に向けまして、市町フィルムコミッションをはじめ、映画関係者、映像関係者の皆さんとどう連携したらいいのか、どのような取組が効果的なのか、改めて検討していきたいと思っております。

〔50番 中川正美議員登壇〕

○50番（中川正美） ぜひとも、そういう形で対応していただきたいと思います。

次に、伊勢音頭など、地域の宝を活用した郷土教育についてお伺いしたいと思います。

私の地元であります伊勢で受け継がれております伊勢音頭を御紹介させていただきます。伊勢音頭の誕生は、約2000年前にさかのぼります。皇女倭姫が伊勢に着かれて述べられた言葉の中に「ヤアトコセ、ヨイヤナ、アララ、コレハイセ、コノヨイトコセ」とあり、先人たちに語り継がれた後、

木遣りのはやし言葉となり、伊勢音頭のはやしになったと伝えられています。

江戸時代の中期ごろから、庶民の楽しみの一つに伊勢参りがありました。大変人気があり、全国から多くの方々が伊勢を訪れました。その際に、伊勢参りの道中歌として伊勢音頭に出会い、皆で歌い踊り、それぞれのふるさとへ荷物にならない土産として、伊勢音頭を持ち帰っていったのであります。

その後、それぞれの地域に合った節や歌詞を用いて地域の特色が加わった民謡として発展していき、今でも全国で400余りの地域で歌い継がれているそうであります。

昨年度開催されました伊勢志摩サミットの配偶者プログラムにおいて、子どもたちが何日も練習を重ね、配偶者の皆さんの前で伊勢音頭を披露しました。知事、地元市長や町長、伊勢音頭の保存、継承にかかわる団体の方々など、会場にいる全員が輪になって踊りに参加し、大盛況の伊勢音頭となりました。

また、子どもたちの中には緊張感や達成感から思わず感極まって泣き出す子どももおり、カナダの首相夫人が近寄ってハグをされた場面もございました。子どもたちにとって、自分のふるさとのよさを再認識し、地域の方々と一緒になってふるさとのすばらしさを発信する貴重な経験であったと思っております。

さらに地元では、サミットを契機に伊勢音頭が盛り上がりを見せています。平成28年4月には伊勢音頭発展会が発足し、次世代への継承に向け、伊勢市無形文化財指定を目指した活動が始まっています。

また、先日行われたお伊勢さん菓子博におきましても、地元の方々が来場者にもてなしとして伊勢音頭を披露され、会場を盛り上げていました。伊勢音頭をきっかけにふるさとへの愛着が生まれ、盛り上がってきているなという実感でございます。

そこで、紹介いたしました伊勢音頭は、地域の宝の一例であります。県内には、自然、文化、産業、先人の偉業など様々な宝があり、人口減少の中で地域がそれぞれの魅力を生かし主体的に発信する取組を進めることが、地域

の活力につながっていくと思います。将来、地域を担っていく子どもたちには、ぜひ自分の住む町の特徴を知ってすばらしさに気づいてもらい、ふるさと三重を大好きになってもらいたいと思います。そして、さらに理解を広げて、自ら三重県のよさを世界に発信することができる人になってもらいたいと思います。

そこでお伺いします。

小学校や中学校において、地域の宝を活用するなど、郷土への愛着を育む郷土教育を県としてどのように進めていかれるのか、御所見をお伺いしたいと思います。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 郷土教育をどのように進めていくのかについての御質問でございます。

子どもたちが、郷土の豊かな自然や歴史、文化などを知り、その魅力を発信する力を身につけることは、豊かな心の育成や地域社会の発展への貢献、異なる文化や歴史を理解する態度の育成につながり、大変重要なものと考えております。このことは、伊勢志摩サミットにおける若者や児童・生徒と国内外の人々との交流を通じて、再認識されたところです。

県教育委員会では、県内の自然、文化、産業、先人の偉業などを紹介した教材「三重の文化」や、楽しみながら郷土に親しむ教材「ふるさと三重かるた」などを作成し、各学校に活用を促しています。また、子どもたちが郷土について自分の言葉で語り、発信できる力を育むため、中学生からの提案・発信コンテストなども開催をしております。今年度は、郷土について英語で学ぶ補助教材を作成し、活用を促進しようとしているところでございます。

また、市町においても地域の偉人を取り上げた教材を作成し、授業で活用したり、地域の伝統を受け継いできた人の思いを学んだり、地域で受け継がれている祭りに参加したりするなど、地域の独自性を生かした取組が進められています。

県教育委員会としましては、このような地域の宝である伝統文化を活用し

たすぐれた教育活動が県内に広がることが大切であると考えており、今後とも市町が行う郷土教育に関する教材作成などに助言、支援してまいります。  
以上でございます。

〔50番 中川正美議員登壇〕

○50番（中川正美） 時間の関係で、最後にさせていただきたいと思います。

お伊勢さん菓子博、先ほどもるるお話がございました。私は、昨年12月の総括的質疑におきまして、当時の雇用経済部長、現教育長にお話を聞かせていただいたんですが、私は、成功とは何ぞやという質問をさせていただきました。一つは入場者数、安心・安全、そして収益、そして何よりも、御来場いただいた方々に夢と希望、感動を感じていただきたいと。そういった中で、大成功に終わったのではないかなど、こう思っております。

そして、県としてはお伊勢さん菓子博の成果をどのように捉え、そしてその成果を食の産業振興にどのように結びつけていくか、これが問われておるかと思うんですが、最後に知事の決意をお伺いさせていただきたいと思いません。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） お伊勢さん菓子博2017の成果を食の産業振興にどのように結びつけていくかということで、答弁いたします。

お伊勢さん菓子博2017を大盛況のもと無事に終えることができ、関係する多くの皆様の御協力、御尽力に、この場をおかりしまして改めて深く感謝を申し上げます。

菓子博を振り返りますと、様々な成果がありましたけれども、過去最大規模の伊勢参宮宮川の渡しの工芸菓子や、菓子博史上初めて高校生や専門学校生が工芸菓子にチャレンジするなど、様々な成果がありました。これらは、本県の菓子業界を担う若手菓子職人が自らのわざに対する誇りを高めるとともに、まさに、先ほど議員もおっしゃっていただきましたとおり、これから職人を目指す若者が、将来への夢、希望、憧れ、そういうものを持つきっかけになったと考えております。

また、イセエビ、アオサ、伊勢茶、かんきつ類などの三重県産品を使った新しいお菓子なども販売されまして、県産品の活用可能性を大きく広げ、第一次産業から第三次産業までの相互の連携が強化されるということもありました。

これらをどういうふうに通商産業のステージアップに結びつけていくかということにつきましては、このたび商品化されました菓子などを三重の食の新たな魅力として発信する、そういうことや、新たな商品開発、販路開拓等への支援を行っていく、そういうことも重要であります。さらに、県内食関連産業の振興基盤とも言える食の人材、この育成についても必要な取組をしっかりと検討していくこととしております。

今後、菓子博の開催を通じて得られた知名度、人材の育成などの成果を生かして、関係者や地域と一体となって食関連産業を振興し、地域の活性化を進めてまいりたいと考えております。

〔50番 中川正美議員登壇〕

○50番（中川正美） 今、知事からすばらしい答弁をいただきました。

結びとして、私、野球で三冠王ってございますね。人生にも三冠王があるんじゃないか。それを、お伊勢さん菓子博で言いますと、私、こう捉えました。三つの「感」なんです、菓子職人、そして高校生の方々の心を込めた感性がその作品に出たと、これが一つの感性、そして、58万人の皆さん方がその美しさに感動した、そして、この伊勢の地で菓子博が開催できた、その感謝、この三つが当てはまるのではないかな。

このことを申し上げて質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

休

憩

○議長（舟橋裕幸） 暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後1時0分開議

開 議

○副議長（水谷 隆） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（水谷 隆） 県政に対する質問を継続いたします。20番 大久保孝栄議員。

[20番 大久保孝栄議員登壇・拍手]

○20番（大久保孝栄） 皆様、こんにちは。熊野市・南牟婁郡選出、会派鷹山の  
大久保孝栄でございます。どうぞよろしく願いいたします。

まず冒頭、一昨日三重県立特別支援学校東紀州くろしお学園の新校舎の竣工式があり、知事、教育長にはわざわざお越しいただき、本当にありがとうございました。東紀州の障がいを持った子どもたちの笑顔を守るために、三重県の温かい取組に感謝を申し上げるところでございます。これからも地元と地域と学校と協力して、子どもたちの笑顔を守っていききたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたしたいと思っております。

それから、今日は傍聴に南郡、熊野から大勢駆けつけていただきました。地元の思いをこの広い背中に背負って今日はお伝えしていききたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

今日は大きく3点質問をさせていただきます。まず、1点目は命をつなげていくための女性の健康について、2点目は命の源である山について、3点目は東紀州の活性化についてであります。

自分的にはこれは山の神シリーズと思っております。山の神と言われている女性の健康については、これまで県のほうでは取り上げられることがなかなかなかったと思っております。女性は男性と違い、生まれてから一生を通してホルモンの分泌の大きな変化が体に大きく影響し、ほとんどの女性が体調の悪さや痛みに今まで耐えてきました。

女性の一生にかかわるホルモン環境の重大な要素は月経、いわゆる生理ですが、それから妊娠、閉経という体の大きなイベントにあります。私も初潮時からの月経困難、不妊症、不育症、子宮筋腫、子宮全摘出という、それとともに閉経を経験し、女性特有の症状とともに生きてまいりました。

子宮全摘出をするということは閉経になるんですけども、それが4歳のときでしたので、この10年間かけてこのように大きくなってきた原因もこれで何かちょっと自分もわかったんですけども、それだけではないんですが、そういう女性特有の症状とともに生きてまいりました。

これまで女性はみんな同じなのだからとか、そういうことは当たり前のこととか、触れてはいけないもの、それからタブーなこと、そういうような常識で私たちは来ました。ところが、今や時代は一億総活躍、女性活躍推進、それから人口減少の中、女性の労働力が大きく必要とされる時代となりました。

有効求人倍率は、第2次安倍政権発足時1.0を超えている都道府県はたしか8県だったと思います。しかし、今や日本国内全都道府県が1.0以上、そして、全国平均は1.48倍となり、100人の新卒者に対して148の求人があるという状況であります。そして、我が三重県においても県の努力もあり、この4月の状況で1.54倍ということで、各地で人手不足の職場も出始めているというようなことをお聞きしております。

そこで、女性の活躍が必要不可欠なわけですけども、今、働き方改革ですとか、またダイバーシティ社会推進課も設置されて、いろんな施策が検討されているところだと思いますけれども、これまで男性社会の中で女性は表舞台に出る機会というものは少なかったわけですけども、これからは女性も努力をして社会でさらに活躍していかなければならない時代となりました。

ここ最近では女性の登用が増えてきたと感じてはいるものの、まだまだ女性が社会で認められるには大きな弊害があると感じています。そこで、女性のことを男性の皆さんにも御理解していただいて、そして、これまで女性も自分自身の体のことについての知識が十分でなかったことによって不快な思



いをしてきたことから、理解をしていただくことによって苦痛から開放させたいという思いと、女性がにこにここと優しく穏やかにいることが男性の皆さんにとっても平和でうれしいことと思ひ、皆様の平和と幸せのために女性の健康について質問をさせていただきます。

まず、県での女性の健康をサポートするような政策や事業があれば教えてください。

そして、これまでの健康診断ですが、男性中心の健康診断であったのではないかなと思います。女性のための健康診断もオプションでなく必要だと思いますが、三重県下での女性の健康診断についての状況を教えてください。

それから、また男性の体の仕組みと女性の体の仕組みは大きく違います。このことを正しい知識として子どもたちに伝えていくことが大切だと考えますが、現在の公教育でどのように取り組まれているのか御説明をいただきたいと思ひます。

それでは、よろしくお願ひいたします。

〔松田克己健康福祉部医療対策局長登壇〕

**○健康福祉部医療対策局長（松田克己）** 女性の健康づくりへの支援についての御質問でございます。

女性は議員から御指摘もありましたように思春期、成熟期、更年期、老年期と、そのホルモンの変動によりまして心身の状態に影響を受けるほか、結婚、妊娠、出産等、ライフイベントによっても生活や環境が大きく変化し、心身の不調を起こしやすい特徴がございます。そのため、生涯を通じてライフステージに応じた健康づくりが大切であると考えております。

県では、三重の健康づくり基本計画におきまして、女性のライフステージに応じた健康課題を取り上げ、普及啓発を行っているところでございます。また、国においても、毎年3月1日から8日までを女性の健康週間と定め、女性の健康づくりに関する取組を行っております。

女性特有の疾患でございます乳がん、子宮頸がんにつきましては、検診の受診を促すため、健康づくりに関する情報提供や市町への支援に取り組んで

きておりまして、平成27年度がん検診受診率は、乳がん検診で37.8%、子宮頸がん検診で53.1%と増加傾向となっております。

また、特に女性は加齢によって骨量の減少が著しいことから、高齢化の進展により骨粗鬆症の増加が懸念されております。女性の骨量減少期でございます40歳代以降に骨粗鬆症検診を受けることが重要であり、現在、県から15市町に支援を行っているところでございます。

こうした女性特有、あるいは女性に顕著な健康課題に対し、引き続き市町と連携して取組を進めるとともに、女性の健康づくりについても今後普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔福永和伸健康福祉部子ども・家庭局長登壇〕

○健康福祉部子ども・家庭局長（福永和伸） 私からは、母子保健の観点から御答弁申し上げます。

三重県では、平成27年度からの10年間を計画期間とする健やか親子いきいきプランみえ（第2次）を策定し、その中で出産・育児まるっとサポートみえ、いわゆる三重県版ネウボラの取組を推進しておりまして、県内のどの地域においても妊産婦やその家族が必要なときに必要な支援を受けることができる出産、育児の支援体制の整備を目指しております。

主な取組としましては、一つ目としまして、市町に切れ目のない母子保健体制を構築するため、アドバイザーを派遣してその後押しをする取組をしております。二つ目として、市町の母子保健事業の中心的な役割を果たす母子保健コーディネーターという人材を養成する取組をしております。三つ目として、産後ケアの推進、こうした取組を行っております。

今後でございますけれども、近年産後鬱の予防ですとか、新生児への虐待防止等を図る観点から、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査の重要性が指摘されておりまして、本年度から国のほうでも産婦健診に係る市町への助成制度がスタートしているところでございます。

県といたしましても、この新たな産婦健診が医療機関と市町の円滑な連携

のもとでしっかり実施していただけるように、健診内容ですとか、健診後のフォロー体制について検討会議を開いて検討するとともに、医療関係者を対象とした研修の実施などを進めていきたいと思っております。

こうした事業等を通じまして、今後とも全ての市町に妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない母子保健体制が構築されますように取組を進めまして、女性の健康づくりの一層の推進に寄与してまいりたいと考えております。

〔廣田恵子教育長登壇〕

**○教育長（廣田恵子）** 私のほうからは、学校教育における女性のライフステージごとの健康に対する取組についての御質問についてお答えをさせていただきます。

ライフステージごとの健康に係る教育について、女性、男性という区別はしておりませんが、学習指導要領に基づき保健領域を中心として、子どもの発達段階に応じて教育を行っております。

小学校では、体が年齢とともに変化すること、体に起こる変化の時期は人によって違うことなどについて学習します。

中学校では、男女の体の構造に違いがあること、発育、発達の時期やその程度には個人差があること、思春期には内分泌の働きによって生殖にかかわる機能が成熟し、成熟に伴う変化に対応した適切な行動が必要になることなどについて学習をします。

高等学校では、受精、妊娠、出産に伴う健康課題や家族計画の意義、人工妊娠中絶の心身への影響などについて学習をします。また、年齢を重ねると身体の機能が衰えるため、高血圧や動脈硬化など生活習慣病のリスクが高まることを学習します。そこで、中高年期を健やかに過ごすため、若いときから適正な体重や血圧などに関心を持ち、予防に向け定期的に健康診断を受けることや、自己管理の重要性についても学習をします。

県教育委員会では、妊娠、出産などの性に関する正しい知識の理解と家庭を築き子どもを産み育てることの意義を考えることができるよう、産婦人科医などの専門家を県立学校に派遣して、自分で守ろう、心、体、命などの

テーマで講習会を開催し、ライフプラン教育を推進しています。子どもが健康やかに成長し、生涯を通じて健康に生きていくことは大切なことであり、今後も引き続き関係部局と連携しながら、ライフプラン教育も含めた健康教育を推進していきます。

〔20番 大久保孝栄議員登壇〕

○20番（大久保孝栄） お答えいただいてありがとうございます。

今聞かせていただいた取組を聞いて私は少し安心したところでございます。やはりライフステージに応じた取組をそれぞれしていただいている。そのステージごとに必要なケアを進めていただいているということがよくわかりました。

そして、それが今感じたのはそれぞれの場面でそういう知識を与えていくという活動をしていただいておりますけれども、それへのすき間がないように、それから、例えば小学校のときに更年期の話をしてもびんとこないであろうし、更年期の方には必要な情報というのがあると思いますし、そのライフステージに合わせた啓発というのをもっとできれば深く、そして広くつなげていただければなと思うところです。

今日は女性の体の仕組みについての資料を幾つか御用意しました。今の御答弁の中にもいろいろと紹介をいただきましたけれども、（パネルを示す）まずこの中には、私は女性のことなら何でも知っているという自負をされているもての男性の方もたくさんこの中にいると思いますし、そうでない男性の方もいらっしゃると思うんですが、御紹介をさせていただいて啓発の重要性を感じていただければと思います。

これは私が先日東京大学大学院の医学系研究科の大須賀穰先生に御教授をいただいてまいりました。それでは、少し説明をさせていただきたいと思えます。

先ほど松田医療対策局長からもありましたように、幼年期、少女期、思春期、性成熟期、更年期と老年期というのはポスト更年期とも言われておりますけれども、女性の体は女性ホルモンによっていろんな変化がもたらされま

す。まずは平均年齢12.5歳の初潮のときですね。それから、出産年齢の平均が27.7歳、それから閉経の平均が50.5歳、この閉経の前後約10年間は更年期障害が一番起こると言われているところです。

それはなぜかという女性ホルモンであるエストロゲンが急激に低下をする、減少するということによって、先ほども御説明がありましたけれども、やはりカルシウム量が減って骨密度が低くなり、骨粗鬆症などが起こるといように言われております。

続いて、女性の体の周期ですけれども、(パネルを示す)こちらは排卵の周期です。基礎体温の低温期と高温期がありまして、低温期に入ったときに生理が始まるわけですが、それからしばらく低温期が続いたところでエストロゲン、女性ホルモンが分泌されてきます。この間は女性は一番落ちついているときで、結構にこにこして男性とも仲よくできるような時期であるとお聞きしました。

それから排卵がありまして、排卵期になると高温期に入って、ここからは黄体ホルモンのほうが、プロゲステロンのほうが出てきます。こういうふうに女性ホルモンは二つのホルモンを分泌しながら、女性の体は排卵というイベントを、排卵の周期で約1カ月かかっているわけですが、この生理の期間ですね。低温期の最初ですけれども、これはすぐく痛みを伴います。というのは子宮が収縮するため、陣痛の軽いような痛みが毎回あります。

そして、今少子化で子どもを産む数が少なくなっていることによって、女性は妊娠して出産して授乳をする期間この生理はとまります。ということは、妊娠、出産をする女性は痛みを伴うのがなかなか少ないんですけども、大体1年半ぐらい生理がとまっているんですが、子どもを産まない女性も増えているので、その方々は毎月痛みが伴うというような、そういう大変さを乗り越えてきているということを知っていただきたいなと思います。

次に、これは女性の年齢とホルモンの上下ですけれども、(パネルを示す)体型も変わりますし、出てくる病気も変わりますし、年齢やホルモンの分泌によって起こりやすい病状と病気というのを示させていただいておりま

すけれども、やはり月経の異常とか、若いときに起こる病気もあるんですけども、それがエストロゲンの低下から骨粗鬆症やそれに関連した大腿骨の骨折ですとか、そういうのが女性の更年期以降に起こりやすくなるので、その原因はやはり女性ホルモンの急激な低下ということなので、それに対する何か得策がないかなと思うところです。

女性のホルモンというのは、先ほどの月経もそうですけれども、大きく影響があるのは特に女性アスリートですね。アスリートの方は大会の日に合わせて体を持ってくることはできません。この自分の体の周期に合わせてというのを考えながらのことなので、女性のアスリートのいろんな課題というのが大きく取り上げられているところです。知事も奥様がアスリートなので、その辺は誰よりもよく御存じかと思えますけれども、女性はそういう悩みというか、課題といつも向き合っているわけです。

そして、これがなかなか難しいのは上司に理解されにくい。男性の上司や周りの男性の方々になかなか理解していただきにくいというのが現状でございます。だから、こういう現状というか、女性の体に対して知識がなかなか伝わっていないと思うので、これを機にそういうことを考えていただいて、女性が調子が悪いというときにはちょっと優しく見守っていてあげられるとうれしいかなと思います。

そして、日本経済新聞の日経電子版のほうでは、女性が生理関連疾病などによって経済的な損害という額が出ております。これは2014年11月8日の発表で6800億円、女性は生理中でも体がしんどくても仕事に行きます。ところが、やはり効率が悪いんですね。だから、そのことを考えると何かもうちょっといい方法を考えられて経済的にも結びつけられることができるのではないかなと考えますので、その辺のサポートを考えていかなければいけないと思うところであります。

もう一個行きましょう。もう一個行きます。(パネルを示す) これは英語の資料になりますけれども、これは男性と女性の性ホルモンの比較のグラフになります。

なぜ女性のことばかり言うのかと思うかもしれませんが、このグラフからもわかるように、議員の皆さんには白黒なので見にくいかもしれませんが、赤いのが女性です。青いのが男性で、上に行っているのは女性のエストロゲン、それから男性ホルモンですね。テストステロンですか。

下のほうは男性の中にある女性ホルモンと女性の中にある男性ホルモンの量ですが、男性というのはホルモン分泌は急に低くはならないんですね。加齢とともに徐々に減っていくのがおわかりいただけるかと思いますが、女性も50歳を機にぐんと下がっているのがおわかりいただけると思います。だから、男性の方にも更年期があると言われてはいますが、男性には、それは精神的なものが例えばあったとしても、女性の場合は肉体的に大きな変化が起こってくるというようなあらわれのグラフです。

次に、次の資料は（パネルを示す）若い女性の実態というのはやはり出産の回数が少ないため、月経関連疾患とか、月経の回数の増加により増えているんですね。特に一番注目していただきたいのは子宮内膜症です。

子宮内膜症というのは若い女性に多いというのがこれを見ていただいてもわかるかと思うんですけども、若い女性ってなかなか産婦人科に行きたがらないんですね。検診もそうなんですけれども、内診をするのが嫌だとか、気持ちの重い部分があってなかなか産婦人科に行きにくい。

また、仕事も休みにくいということでちょっと悪化してしまうケースもあるので、今、内診もしなくても産婦人科ではエコーなどで見ていただける技術が進んでおりますので、受診しやすい環境というか、そういう啓発も大事なんじゃないかなと思うところです。特に検診では、女性の乳がん、それから子宮がんを含めそういう検診が受けやすい環境づくりというのも大事なかなと思っています。

これを見ていただいたらわかるように、高血圧とか、糖尿病とか、がんとか、いろんな病気が後になって出てくる率も高いんですけども、やはり若いときに、子どもを産める年齢のときの女性たちをどう守っていくか。こういうことが大切かと思っております。

今、少子化と言われてはいますが、昨年ですよ。平成28年に日本国内で生まれてきた新生児の人数が100万人を切ってしまいました。これは大変な問題というか、大変なことですね。少子化によって女性の健康も少し下がっている。そして、若い女性たちの病状も増えているということで、何かしら手を打たないといけないのが今の時期ではないかなと強く思っているところです。

これには解決策がないのかということで、この問題の最後の資料なんですけれども、（パネルを示す）この資料は閉経後の女性におけるHRTの普及率ということで、日本とほかの国を比べている表なんですけど、HRTというのはホルモン補充療法と申しまして、ホルモンのエストロゲンが一気に減ってしまうときに、そのホルモンを少しだけ外から足してあげる、そういうようなものがこのHRT、ホルモン補充療法と申します。

その普及というのが、見ていただいてわかるように日本は1.7%と。これは普及啓発が足りないのだと思いますが、産婦人科に行ってテープで張るものもありますし、また、イソフラボンの補給ですとか、食べ物で大豆製品をとっていただくとか、またはサプリのほうで補う。これをするだけで女性が閉経後も元気に生きられるというのが出ておりますが、これは日本の女性たちは知らないという人が多いかもしれません。

女性活躍というときにこの情報もしっかりと研究をしていただいて、また女性の健康づくりのために役立てていけるような環境になればいいなと思うところで、この普及率を上げる努力をしていただけたらどうかなと思うところです。

ということで、いろいろと説明をしてみましたけど、今平均寿命がかなり延びていますが、健康寿命との話もいろいろとあります。寝込んでからです。要介護になってから女性のほうが男性より平均4年ぐらい長く要介護の時期があるというようなデータも出ております。

それはなぜかという先ほど言ったエストロゲンの減少により骨密度が低くなり、骨粗鬆症になり、それで足腰が弱ってしまう。大腿骨の骨折、だか



ら寝たきりになる可能性が、パーセンテージが高くなってしまいます。これはやはりエストロゲンの減少によるものだと私も思っておりますので、またこの辺の補充をすることによって快適に過ごせるのならそれをお勧めしていただけるような環境づくりもしていきたいなと思うんです。

更年期障害の症状というのは様々ありますけれども、顔がほてるとか、汗をかきやすい、手足の冷え、それから息切れ、動悸、いらいら、眠りが浅いとか、大体年をとってくると出てくる症状なのかもしれないんですけど、今一番私の周りの女性に多いのが目まいです。女性で40代後半から50代で目まいをして立ってられないとか、外へ出かけられないとか、そういう女性がかかり増えています。

だから、女性の力を出したいこの時代に、女性で体調が悪い人が多いというのは大きな問題だと思いますので、それを本当は国のほうから言っていただけるのがいいんですが、県単位でやはり私たちの地域からそれを言うていくことが大事なんじゃないかなと思いますので、三重県のほうとしても取組をしていただけたらありがたいなと思うところです。

ちょっと長々しゃべりましたけれども、今日はライフステージに合ったそのときのベストのタイミングで啓発を行っていただくこととか、それから、そのことを御理解いただいた上で女性がこれから働いていけないといけないので、ちょっとこのグラフを見てください。

(パネルを示す) この資料は女性の年齢階級別労働力率の推移です。これは一番下が昭和50年になります。一番上が平成24年になりますが、いわゆるM字カーブと言われていたもののM字の曲線のへこみの部分がもう少なくなってきました。というのは、やはり1回仕事をやめてという人が少なくなってきた、また働くパーセンテージも多くなってきましたので、女性の力というか、働く労働力率というのは年々上がっていることが読み取れるかと思えます。

それで、ここで三重県のほうでも女性が働き手として日本の力に加わっていくわけですから、女性の健康支援、そして、就労支援というところがあれ

ば三重県ではどういう取組をしているのかを教えてくださいなと思うんですが、いいですか。

○雇用経済部長（村上 亘） 私のほうからは、女性の就労支援について御答弁を申し上げたいと思います。

本県の女性有業率や共働き世帯の割合は全国平均を上回る水準でございます。県では、さらに女性が生き生きと働くことができる社会づくりに向けまして女性の就労を応援する取組を進めているところでございます。

県内には、事業所内保育施設の開設や子育て中の社員を対象とするファミリー休暇制度の導入、結婚、出産をしても働き続けられる多様な勤務形態の導入など、女性が働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業もございます。

県ではこうした企業を登録、表彰いたしまして、その取組を周知することによりまして、さらにより一層働きやすい職場づくりが広がるよう取り組んでいるところでございます。

また、出産や介護等で一旦離職した女性には、離職ブランクの不安や悩みを解消できるよう、座学による講座と企業現場の実習を組み合わせた研修の開催や就職に向けたキャリアアップなど、企業と求職者とのマッチングの支援をしております。

さらに、就労前の若者につきましては、平成27年度から県内の高等教育機関に出向きまして、妊娠、出産、子育て等で離職をせずに働き続けているロールモデルの女性と女子学生との意見交換会等を開催してきているところでございます。

今年度は夏に県が行う高等教育機関に在籍する学生の意識調査結果等も踏まえまして学生向けのセミナーを開催し、就労継続に関する意識啓発を図っていきたくと考えております。今後も女性のライフステージに応じましてそれぞれの女性が希望どおりに就労を継続でき、活躍できる職場環境づくりに向けて様々な取組を進めていきたいというふうに考えてございます。

〔20番 大久保孝栄議員登壇〕

○20番（大久保孝栄） ありがとうございます。今までの日本の政策というのはわざわざ男性という言葉はついていないんですけれども、男性が働き手という政策で進んできたものと思います。これからは女性が働き手として加わっていくわけですから、女性の健康支援、それから就労支援ということも今後また研究も深めていただいて取り上げていっていただきたいなと思います。

女性、女性ってまた言うとおるわと思われるかもしれませんが、女性が活躍することによってやはり経済的な効果、それから家族的な幸せ、そういう命をつないでいくことができるということが大事かと思いますので、そういうふうな支援をぜひ政策として考えていただきたいと思いますが、このことに関して知事のほうで何か思いがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○知事（鈴木英敬） 今、議員からのお話で改めて社会全体でライフステージに応じた女性の健康対策、女性特有の健康対策をしっかりとやっていかなければならないというふうに改めて思いました。

環境づくりというようなことで少し乳がんを例に申し上げたいと思うんですけども、御案内のとおり乳がんは30代から50代の女性の死亡原因のトップで、現在約9万人が罹患していて、これは35年前の3倍、うち亡くなられている方が1万4000人、この激増している要因は食生活の欧米化とか、飲酒の習慣化とか、高齢出産とか、いろいろありますけれども、そういうような形で激増していると。

今、例えばタレントの小林麻央さんが進行性乳がんで闘病中です。小さいお子さんを2人抱えながらの闘病で、2人のお子さんがうちとも年齢が近いものですから非常に私も心を痛めていますし、国民の皆さんの中でも心を痛めている方が多いんじゃないかなと思います。

実は小林麻央さんは乳がんが発覚したのは、報道等によればお二人目が生後9カ月、まだ授乳中のときに見つかったということでありまして。お一人目のときから母乳マッサージは行っておられたので、自分は安心していたし、

実際授乳中は乳腺が発達するので、乳がんが見つかりにくいというのもあるんですけれども、大変ショックを受けられたようであります。

小林さんのみならず、授乳中の育児真っ最中のお母さんは、本当に先ほど来議員からありましたように産後のホルモンバランスの変化とか、あるいは夜泣きとか、家事育児の両立とか、もう本当に疲労こんぱいしていると思うんですよね。そういうときにその疲れと忙しさから受診が遅れてしまうケースがあると思います。

小林さんも報道などによれば、最初の間ドックで乳がんの確率が五分五分と言われて、本来だったらその半年後の8月までに検診に行かないといけなかったのに、実際連絡を入れたのは10月だったというようなことであります。

検診の重要性は先ほど議員からもありましたとおりですが、先ほど医療対策局長から平成27年度乳がん検診受診率が37.8%と言いましたけど、OECD諸国平均は70%から80%ですので、まだまだ日本も三重県もしっかりやっていかなければならないと思います。

いずれにしましても、長々申し上げましたけれども、先ほどの小林さんのような事例とか、様々ないろんなことがあることを他山の石とせず、自分のこと、あるいは自分の家族のこと、そういうふうに見えるかどうかということが大事だと思います。

やっぱり頑張ってくれているママとか女性が身近にいると思うんですね。頑張り屋さんの女性はたくさんいらっしゃると思うんですけど、そういう人たちにそっと声をかけて健康維持とか予防のそういうことを一緒にやってあげられるかどうかということが大事だと思います。

何かあったときに悲しい思いをするのは御本人だけではありませんので、その家族のみんなで女性を守っていかなければならないというふうに思いますし、三重県としてはまだまだ遅れている部分はありますけれども、女性特有の健康対策にしっかり取り組んでいかなければならないと改めて決意をしたところであります。

[20番 大久保孝栄議員登壇]

○20番（大久保孝栄） ありがとうございます。もうすぐ頼もしいというか、うれしい御答弁をいただきました。やはり命をつなぐ女性ですので、ぜひ知事と同じ気持ちで、ここにいる方々も一緒に気持ちで進んでいただけたらと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

そして、三重県議会も女性議員が6名になりました。党派は違っても、女性として同じ体の変化も感じながら、女性の健康づくりや就労に関しては同じ思いではないのかなと思います。いつか女性の健康の包括的支援に関する条例などが女性議員を中心に、男性議員の御協力もいただきながら、議提条例で成立できる日を目標に頑張っていきたいと思いますので、どうぞ皆さん御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、2点目の質問に入ります。次も命の源である山ということです。

森は命の源、森からしみ入る水が川を流れ、海にたどり着き、命を育み、また空に気化して雨となり、また森に戻っていきます。この循環サイクルが今正常に回っていきにくくなっていると感じるのは私だけではないと思います。地球温暖化による異常気象に戦後植林したつくられた山が水を含めなくなっているのではないかと思います。

もう6年になろうとしている紀伊半島大水害のとき、紀伊半島の奈良県、和歌山県、三重県の多くの山の土砂災害を見てもわかるように、深層崩壊や植林時の境目の崩壊、まだまだ積み残しの箇所もあり、莫大な費用がかかるため全部の復旧は難しいとは思っています。

しかし、その水害のときに崩れはしなかったものの、水の流れが変わったりして、もし南海トラフ地震や自然災害で大きな刺激を山が受けた場合、耐えるのは難しいかもしれないということは私でも心配が絶えないところであります。

そこで、治山事業の予算の推移を農林水産部に尋ねたところ、（パネルを示す）資料は県内のほうです。県内の予算の推移は大きな変化はないものの、地元のことで大変恐縮でございますけれども、（パネルを示す）こちらは熊

野農林事務所の予算の推移です。これは見ていただいたらおわかりのように、昨年度から急激に縮小されていますけれども、平成23年の水害後の予算が増えていたからかもしれません。そして、それにしても農林関係の、これは治山のほうですが、事業費が減っています。

県財政が厳しい折なのはわかっておりますけれども、国土強靱化を図る国にさらに強い提言や要望を行っていただきたいと思いますが、今どういう状況になっているのかを教えてください。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） 治山事業における予算の確保につきまして御答弁申し上げます。

森林は土砂災害の防止など、国土の保全や水源の涵養、木材等の林産物供給など、私たちの生活に欠かすことのできない多様な機能を有しております。しかしながら、間伐などの施業が適切に行われていない管理不足の森林が年々増加し、大規模地震や豪雨等による山地災害の発生が懸念されており、森林の早急な整備は重要かつ喫緊の課題であるというふうに認識しているところでございます。

このため、県では県民の皆様の生命、財産や生活環境を保全することを目的といたしまして、治山事業におきまして山地災害等の予防対策と、復旧対策を進めているところでございます。

近年この治山事業におきましては、議員から御紹介もありましたように国庫補助事業と県単事業を合わせまして30億円程度の予算を確保し、事業を実施しているというところでございます。平成29年度は国庫補助事業にて予算額約15億2000万円、おおむね50カ所、県単事業にて予算額約16億3000万円、おおむね70カ所の治山施設等を整備する予定となっているところでございます。

また、県では発生が危惧されている南海トラフ地震や近年発生いたします豪雨等の異常気象による山地災害に対応するため、毎年春と秋、国に対しまして治山事業に係る予算を十分に確保することなどを提言しているというところでございます。今後も国に対しては積極的に予算要望を行うとともに、

県の予算の確保にもしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

また、山地災害の復旧でありますとか、治山施設の長寿命化、あるいは予防治山等につきまして、緊急性でありますとか危険性も考慮しながら早急かつ着実に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔20番 大久保孝栄議員登壇〕

○20番（大久保孝栄） ありがとうございます。ぜひ予防治山という事業を進めていていただきたいなと思いますし、国への提言を引き続きお願いしたいと思います。

県民の生命と財産を守るために、やっぱり山の整備というのはとても大事なことで、山の災害というのはより多くの被害を生みます。ぜひ引き続き国への要望を進めていていただきたいと思います。

国への要望ということでちょっと便乗させていただいて、そのことに絡めて最後の資料ですが、（パネルを示す）熊野川の濁水問題の解決にもぜひ国への提言を続けていていただきたいと思います。

この資料は熊野川の濁水の状況ですが、手前の濁水の部分が熊野川、それから奥の清流の部分が北山川ですが、三重県管轄の河川は濁水はないんです。

これは熊野川は一級河川ですので、国のほうの管轄になっているんですけども、やはりダムの関係ですとか、そういう大きな問題が長年本当に地域を悩ませている問題で、うちのほうでも昨日からアユ釣りが解禁になりましたけれども、この濁水の中では熊野川のアユはどうなるんだろう。

この間、河床掘削等も国のほうにさせていただいたんですが、掘削していただいたときに砂利を積んだところに放流したアユが100キログラム、池のところに入ってしまって全部だめになってしまうというようなこともありました。だから、川に配慮しながらそういう工事を進めていていただきたいなと思うところですが、この濁水問題も含めて国のほうへ引き続きの要望をお願いしたいと思います。

もう一つ便乗して、私は今防災県土整備企業の常任委員会へ入っています

ので、それは委員会のほうでしっかりやりたいと思いますけれども、やはり高速道路、紀勢自動車道の未事業化区間ですが、計画段階評価に入って5年目となりました。今年最終段階と思っています。今年が最後の1年と思っていますので、地元もしっかり頑張っていきますので、ぜひ県からのさらに強い要望活動もともによろしくお願ひしたいと思います。

それでは、3点目に行かせていただきたいと思います。3点目の東紀州の活性化についてであります。

伊藤久美子南部地域活性化局長は、局長就任以来、何度も東紀州を訪れていただいてほとんどのイベントに出席していただいているのではないかなと思います。そのお心意気、本当にありがたく思っているところでございます。

東紀州は皆さんも御存じのとおり人口もかなり少ないし、高齢化も進んでおります。そんな中、地元の人たちが各地域で頑張っていて、この夏に向けて大きなイベントを準備しております。紀北町では灯籠祭りが控えております。尾鷲では港まつり、それから熊野は大花火大会、それから御浜町では選果場での巨大ビアガーデン、それから紀宝町では追善花火大会など、いろんな催しが用意されています。

中でも熊野市では今ラグビーフェスティバルですとか、これも今月ありますし、熊野ベースボールフェスタも今月あります。そして、7月1日にはシーサイドフェスタもございます。でも実は地元の人たちが一生懸命頑張っているこのイベント、熊野ではベースボールフェスタとシーサイドフェスタが今回をもってファイナルということで、最後のイベントの日になってしまうことになったそうなんです。

特にこのシーサイドフェスタというのは、地元の若い人たちが20年前にビッグラッドというグループをつくってシーサイドフェスタを開催したんですが、当時25歳だったリーダーの方がつくったんですけども、どっちかという町の中でもやんちゃな人たちがつくったグループなんですけれども、その人たちがどこの補助も受けないで、どこの支援も受けないで、自分たちの力でまちを盛り上げようということで作ったグループであります。



そのグループが活動している様子を見て、当時の紀南県民局の堀田局長とか濱田局長のときに、それだったら井内浦農村公園にどうにかステージをつくろうというようなこともしていただいて、頑張っている若い子たちを県が協力して盛り上げていくというようなことを当時していただきました。そのときやはり県民局長というのにはすごい権限と予算がありました。だから、地域の人たちと一緒にそういうことができてきたのではないかなと思っていますところでは。

イベントは終わるにしても、いろんな団体の人たちはそれぞれ地域を盛り上げてくれるイベントをまた新たに考えて引き続きやっていただけたらと思うんですが、一つこういうことがファイナルを迎えるということは、私は何か寂しいなと思う反面、地元は頑張っているよねというような思いでいっぱいです。

東紀州と言うとやはり熊野古道というのが世界遺産登録されてから10年がたち、そういうにふうに光を浴びてきました。そこで、今いつの間にか10周年が終わってもう15周年が平成31年に迫ってきているというような現状もあります。やはり東紀州がこれからまだ盛り上がっていくためには、熊野古道を主としたイベントやそういう活性化をしなくてはならないのが現状でありますので、この15周年に向けて南部地域活性化局として東紀州のことをどう考えていただけるのか。

また、観光客の件でも10周年が過ぎてから今ちょっと下火になってきているのかなと少し感じたりもしておりますので、15周年に向けて予算確保や観光客へのPRなど、どのように進めていかれようとしているのか、局長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

〔伊藤久美子地域連携部南部地域活性化局長登壇〕

○地域連携部南部地域活性化局長（伊藤久美子） 2点御質問いただいたかなというふうに思います。一つ目は、熊野古道世界遺産登録15周年に向けた県の考え方、2点目は、それとあわせまして東紀州の観光振興の今後の進め方というふうに承りました。

1点目でございますが、熊野古道世界遺産登録でございます。登録後のこれまでの取組と成果を振り返ってみますと、熊野古道は平成16年7月7日に世界遺産に登録されまして、それを機に平成19年には熊野古道センター、平成21年には紀南中核的交流施設がオープンするなど、受け入れ体制を整備してまいりました。

また、紀勢自動車道が開通いたしまして、熊野尾鷲道路が一部区間を除き熊野市まで延伸しましたことによりまして東紀州地域への交通アクセスが大きく向上しているかと考えます。

そして、平成26年にはにぎわいの創出を図るとともに、熊野古道の価値を次世代へ伝えていくために世界遺産登録10周年事業を行いまして、熊野古道の年間来訪者数は40万人を超えました。そして、御質問いただきましたように平成31年には世界遺産登録15周年を迎えることとなります。

一方、県では平成28年に伊勢志摩サミット、29年にはお伊勢さん菓子博2017が開催され、国内外に向けて三重の魅力について情報発信を行いました。その成果もあり、東紀州地域におきましても地元事業者の方々からインバウンドが増加してきているという声をよく聞きます。

また、平成30年には全国高等学校総合体育大会、33年には三重とこわか国体・三重とこわか大会が開催され、全国から多くの方々に来県されるほか、31年にはラグビーワールドカップ2019、32年には東京オリンピック・パラリンピックが開催され、世界中の人々が我が国を訪れます。

15周年に向けてはこうした大きなイベントの開催を好機と捉え、世界遺産熊野古道を国内はもとより世界に向けて情報発信し、来日、来県された方に東紀州地域を訪れていただけるよう取り組んでいくことが必要と考えております。

今後県といたしましては20周年を視野に入れ、熊野古道を軸として15周年に向けた取組が東紀州地域全体の振興につながるものとなるよう、地元市町、関係団体、地元企業等と意見交換を行いながらしっかり検討していきたいと考えております。

2点目でございますが、東紀州の観光振興についてでございます。東紀州地域は先ほども申し上げましたが、世界遺産熊野古道をはじめ日本の渚百選に選ばれている七里御浜、日本有数の透明度を誇る銚子川など、豊かな自然、歴史、文化や滋味あふれる海の幸、山の幸、そして何よりも温かいおもてなしの心を持つ地域性など、魅力ある資源に恵まれた地域でございます。

観光振興を行っていくに当たりまして、今年度県におきましては従来の取組に加え、次世代を担う子どもたちに世界遺産である熊野古道を学び理解してもらえるよう、県内の小・中学校等が実施する東紀州地域への教育旅行を支援する仕組みを創設いたしました。

インバウンドにつきましても、伊勢志摩サミットの開催により三重県に海外からの注目が集まっているこの機会を逃さず、東紀州地域への誘客につなげるため、外国人ブロガーを招聘するとともに、三重テラスにおきまして日本在住の外国人を対象とした外国人講師による熊野古道セミナーを開催し、熊野古道や地域の魅力について外国人目線での情報発信に取り組んでいきたいと考えております。

また、地元5市町と県で組織いたしました東紀州地域振興公社では、県外での積極的な観光プロモーション、着地型ツアー商品の企画、実施、熊野古道の語り部や英語語り部の養成支援など、観光振興や産業振興に地域と密着しながら広域的、総合的に取り組んでおります。

同振興公社では、持続可能な観光地域づくりに向けまして平成28年度に世界遺産、地域産業を活用した観光DMO事業推進協議会を設立し、今年度も観光DMOの設立を視野に入れ、観光分野など専門性の高い人材育成等に取り組もうとしております。

そのほか、地域におきましては国内外から多くの選手を集める自転車の国際レース、ツール・ド・熊野や、近年では環境スポーツイベント、三重紀北シートゥーサミットなど、先ほど議員がおっしゃったように地域の資源を生かした新たな個性的で魅力的な取組が民間団体や企業、そして、行政との連携により行われているところでございます。

一方、平成28年度の三重県への県外からの移住者数は205人となっておりまして、そのうち東紀州地域への移住者数は61人、全体の29.8%を占めまして、県内5地域の中で最も多くなっております。

ええとこやんか三重移住相談センターにおける相談状況を見ますと、観光等で訪れて好きになったからという動機で相談に来られた方が平成27年度は4.2%でしたが、28年度は8.9%と大きく増加をしております。このことから観光振興は地域の移住促進にも有効な手段であるのではないかと考えております。

今後東紀州地域の観光振興を進めるに当たりましては、地域の魅力を十二分に生かした取組を行うとともに、国内外に情報発信し、選ばれる東紀州地域にしていく必要があると考えております。

東紀州地域振興公社の強みを最大限に生かしつつ、世界遺産登録15周年を迎える熊野古道を柱に、東紀州地域ならではの新しい魅力を掘り起こすとともに、多様な魅力や取組の可能性をさらに生かしていけるよう、それぞれの取組を有機的に連携させ、地域と一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

[20番 大久保孝栄議員登壇]

**○20番（大久保孝栄）** 伊藤南部地域活性化局長、ありがとうございます。東紀州のよさというのをPRしていくにはやはり県の力が大切ですし、今お聞きさせてもらったところ三重県の移住者の30%近くがもう東紀州ということで、たくさんの方に来ていただいているということ。選ばれる東紀州という言葉がすごく心に残りましてけれども、ぜひこれからもともに知恵を出し合いながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、東紀州のよさっていろいろとありますし、景色もそうですし、自然も環境も全部そうなんですけれども、私が一番好きなのは食べ物が一番おいしいので、何を食べても最高のものがあると思ひております。もうそれでこんなに大きく育ったわけじゃないんですけども、本当に食べ物がおいし

いというのは人間が生きていく中で一番の最高の自分への御褒美といえますか、糧といえますか、うれしいこと、満たされるということなので、ぜひそういうこともアピールしながら東紀州のおいしいものを皆さんにも食べに来ていただきたいし、ぜひいろんなPRをよろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、熊野古道というのは、熊野古道を昔の人がどう歩いていたかを想像するとやはり家族とか、大切な人のことを思ひながら、祈りの道なんですよね。この人たちのためにとか、そういう愛情にあふれる祈りを感じながら熊野詣でをするという思ひを私たちがはせてみたら、いろんな温かい心が、今みたいに簡単に移動はできませんから、そういうふうにご道を一歩一歩思ひを持ちながら歩いていくということのすばらしさに触れていただけると思ひますので、ぜひ子どもたちの教育旅行も含め東紀州の活性化につなげていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

今日御提案申し上げましたことというのは、少子化対策、それから一億総活躍、それから女性活躍推進、治山の重要性、東紀州の活性化ということであり、伊勢神宮の鎮座県であり、日本最古の神社であり、母神様をお祭りする熊野の花の窟神社が東紀州にあるということをとっても、女性にまつわる土地柄だからこそ三重県が率先して取り組むべき課題ではないかと考えた質問をさせていただきました。

女性は耐えるし、強いところもたくさんありますし、だけれども、体は男性より弱くできています。私は強いですけど、でも、その足らざるところを少しでも補いながら、ともに働いていける環境づくりに努めていきたいと考えております。

私はずっとこの問題に、今日言わせていただいた女性の健康の問題にずっと取り組みたくて、本当に何年も温めてやると満を持して今日お伝えできたかなと思ひています。自分の経験も含めてやっぱり女性がかかるほとんどの病気を経験してきて、今もこんなに大きく大きく成長を続けておりますけれども、この原因も勉強することでどうしていったら今後いろんな生活習慣病に結びつかないようにできるかなとか、自分の体を通しながらもみんなの女

性の体のことを考える機会が自分もいただけたかなと思っているところです。女性たちが生き生きと働ける環境づくりにこれからも、私たちも力も尽くしてまいりたいと思いますので、ぜひ県のほうにもよろしく願います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

○副議長（水谷 隆） 22番 山内道明議員。

[22番 山内道明議員登壇・拍手]

○22番（山内道明） こんにちは。公明党、四日市市選出の山内道明です。私のほうから、この順番から持ち時間が30分となりますので、早速始めさせていただきますと思います。

まず、一つ目の質問ですが、心のバリアフリーを育むヘルプマークの普及についてです。

人工関節や義足を使用している人、自閉症、内部障がいの人、難病やまた妊娠初期の人など、外見からはわからなくても、その人が周囲の配慮や援助が必要としていることを知らせるためのマークをヘルプマークといいます。

こちらがヘルプマークになります。（パネルを示す）赤地に白の十字とハートマークとなっておりますが、政府として一層の普及を図るとして、この7月にはヘルプマークを国内規格、J I S規格に追加登録する方針を公表しております。

こちらですけれども、（パネルを示す）ヘルプマークが記載されたヘルプカード、またストラップ型の携帯用ヘルプマークです。既に導入している自治体によってこのようにデザインは様々でありますけれども、ヘルプマークは統一したものが使用されております。ちなみに、ストラップ型のヘルプマークの実物がこちらになります。（現物を示す）これは東京都で実際に使用されているものです。

そして、こちらのタイプのヘルプカードになりますけれども、（パネルを示す）これは二つ折りで両面仕様のものとなりますが、ヘルプマークとともに日常の社会生活を行う上で、また、とりわけ災害時などにおける緊急連絡

先や必要な支援内容を周囲に伝える内容が記載できるような形になっております。障がい児をお持ちの保護者の中では身近な支援者に対して使用されておりますサポートブックというものがありますけれども、このヘルプマークは広く社会生活、活動の場面における活用となります。

このヘルプマーク及びヘルプカードにつきましては、特にここ1年ぐらいで全国的にも普及が進み、導入予定も合わせますと14都府県に上り、市町においても独自に導入しているところもあります。私も県内各地におきまして複数の方から導入に向けてこれまで要望をいただいております。

鳥羽市にお住まいの女性の方、この方は網膜剥離変性症という視覚障がいをお持ちの方ですが、全盲ではなく身体障害者等級は2級です。白杖を使用されております。過去に周囲の方から見えているんじゃないですかという心ない言葉をかけられたことがあり、この病気のことを世間の人にもっと知ってもらいたいという思いから、このヘルプマークのような取組でもっと障がい者に対する理解の促進をしてほしいと強く要望をいただきました。

また、地元の四日市市におきましても発達支援の必要なお孫さん、こちらは自閉症のお孫さんでありましたけれども、お孫さん本人は自閉症であることをうまく相手に、周囲の方に説明することができません。いざというときに周囲の方に孫が助けてもらえるようにとヘルプカードの推進を強く要望されました。

また、私の近い知人にも交通事故によりまして現在は義足を使用されている方がおります。私も日ごろのおつき合いの中では全く気がつかないほどでありますけれども、やはり長時間の歩行ですとか、電車での立ちっ放しできつい状況があっても、年齢的に40代後半ということもありまして、配慮を受けるという機会はほとんどないのが現状ということです。県内でもこういった状況があり、まだまだ氷山の一角ではないかなというふうに考えております。

国のほうでは先ほどJIS規格に登録予定と説明をさせていただきましたが、本年3月には首相自らこのヘルプカードにつきまして障がい及び障がい

者への理解や配慮を促進する上で大変意義がある。積極的に広報し、普及と理解を図りたいと国会の場でも発言をしております。そもそもの発祥は東京都であるようですが、過去から議論を重ねてきた中、東日本大震災で家に帰れない障がい者が続出したという経緯を受けて導入が決定したそうであります。

障害者差別解消法が昨年4月に施行されたのを受けまして、三重県議会では今年度、障がい者差別解消条例の策定に向けて特別委員会が設置をされました。また、県内の市町におきましても、特に鳥羽市ではヘルプマークについて今回の市議会でも取り上げ、議論をしていこうという動きがあるようです。

伊勢市のほうでは既に障がい者サポーター制度、これは県におけます認知症サポーター制度と同じような形態の制度でありますけれども、この制度を導入して実際に支援する人を増やし、意識を高めていこうという取組が進められているようです。

三重県として、今回このヘルプマークが全国統一のマークになることをきっかけに、その普及についてぜひとも御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔田中功健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（田中 功） 県としてヘルプマークの普及をどのように考えていくのかについてお答え申し上げます。

議員からも御紹介がありましたが、ヘルプマークは援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない方々が身につけて、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで必要な援助を得やすくすることを目的としておりまして、例えば日常生活で手助けが欲しいときや災害に伴う避難のときなどに非常に有効な手段であると考えております。

ヘルプマークについては東京都が平成24年度からヘルプマークをデザインしたストラップとカードを作成し、その普及を進めており、現在全国11都府県でこれが導入されており、今年度中にも3県で導入が予定されるなど、全



国的にも取組が広がっているところでございます。

県では三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づき、条例の理念であります社会のあらゆる分野における全ての人々の社会参加の機会を確保し、一人ひとりが互いの価値を認め合いながら自由に行動し、安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくりを進めてきました。

ヘルプマークは支援を必要とする方への気づきや思いやりを持った行動を促進することにもつながるなど、まさにユニバーサルデザインのまちづくりの趣旨に沿った取組であると考えております。ヘルプマークの導入についてはこれまで県民の方からも要望があり、県内の一部の市議会でも議論されたことなどを踏まえ、県として検討を進めていたところでございます。

平成28年4月には障がい者への合理的配慮の提供を求める障害者差別解消法が施行され、また、三重県では平成33年に全国障害者スポーツ大会三重とこわか大会を開催する予定であり、県外の人でも安心して訪れることができるようユニバーサルデザインのまちづくりが一層求められております。

そのような中、この取組が全国的に広がってきている現状やJIS規格の登録などの国の動きも踏まえ、県としても導入に向けて取り組んでいきたいと考えております。今後は他の府県の取組を参考とするとともに、関係団体や市町の意見も丁寧に聞きながら具体的な手法、効果的な手法について検討を進めてまいります。

以上でございます。

〔22番 山内道明議員登壇〕

○22番（山内道明） 御答弁ありがとうございました。県内からも期待の声が高まっておりますので、ぜひとも力強く普及の推進をお願いいたします。

先ほど答弁にもありましたように、このヘルプマークにつきましては障がい者本人が意思表示をすることで周囲の方からの適切な支援を受けやすくなるその環境づくりを目的としておりますが、あわせて周囲の方々にとっても適切な支援をしやすくなる、自信を持ってサポートできる、このように善意の心を表現しやすくなるという点も重要ではないかというふうに思っており

ます。

つまり、このヘルプカードが障がい者とサポートをする人との橋渡しになる、そういう形です。また、支援にまでつながらなくても、ヘルプマークを見た多くの人が障がいについて考えるきっかけにつながります。このヘルプマークの普及によりましてより一層ユニバーサルデザインのまちづくりが推進、整備され、県民の心のバリアフリーにつながることを念願して、次の質問に移らせていただきます。

二つ目の質問は、今、社会的にも課題となっております働き方改革についてです。

とりわけ今日は教員の過酷な勤務の改善に向けて、学校現場における教員の働き方改革が急務であり、適切な職場環境のもと、教員が子どもたちと向き合う時間を確保することが重要であるという観点から教員の働き方改革について質問させていただきます。

今日私は県議会議員であるとともに、小学生と中学生の子どもを持つ保護者という観点も通して質問をさせていただきたいと思っております。

当然のことながら教育現場におきましては子どもたちの健やかな成長と学びを第一義として、子ども目線で捉えていくことが重要であるとの認識に変わりはございません。

一方、教員の働き方改革においては、真に実効性のあるものとしていくためには教員の目線に立って取り組んでいくという観点も重要になってくると思われます。子どもたちのためなら労苦を惜しまないという先生の使命感の一部を子どもたちのために、時には御家族のために、先生自身の健康管理の意識へとスライドをしていただくことが大事ではないかなというふうに考えております。

一昨年(2021年)の12月には教員の負担軽減の推進において、チーム学校という枠組みの中におけるチーム支援の有効性をこの場で訴えさせていただきました。その後、国のほうでも「次世代の学校・地域」創生プランとして、教員の資質向上、チーム学校、コミュニティースクール等による地域と学校の連携、

協働という観点で本格的に推進がなされてきております。

そこで、まず三重県教育委員会として、教員の働き方改革の具体的な取組について教えていただきたいと思っております。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 教員の働き方改革についての具体的な取組についての御質問でございます。

県教育委員会では、教育ビジョンの施策の一つに教職員が働きやすい環境づくりを掲げ、外部人材を活用したり、学校長が中心となって安全衛生委員会を活用して総勤務時間縮減のP D C Aサイクルを回すなど、地域や学校がそれぞれの実情に応じて取組を進めてきましたが、総勤務時間の縮減には至っていない状況でございます。

こうした中、今年度は総勤務時間縮減に係る共通の課題に対応するため、月1、2回の定時退校日の設定、少なくとも週に1日は部活動休養日の設定、会議時間の短縮の3項目を全ての公立学校で統一して実施することとしました。

また、平成28年度の実績を踏まえ、この3項目を含めた取組を通じて、1人当たり月4時間の時間外労働時間の縮減や休暇取得日数の年1日分の増加を県教育委員会の目標とし、これを目安に市町教育委員会及び公立学校が3項目の内容や目標数値を定めて取り組むこととしております。

また、国の新規事業である学校現場における業務改善加速事業に伊賀市教育委員会と連携して取り組む予定としてございます。伊賀市教育委員会においては業務改善の取組方針、具体的な数値目標及び教育委員会、校長、教職員の役割等を方針に定めるというものでございますが、その方針を策定して取り組むこととし、生徒指導等の本来業務に専念できるよう、外国人児童生徒教育サポーターなどの専門スタッフから構成される学校サポートチームを組織し、業務を連携、分担することにより教職員の業務改善を図ることとしております。

今年度の公立学校で統一した取組については、各学校において安全衛生委

員会等で議論をした上で目標数値等を設定することが重要なことと考えておりますので、取組の初年度であることも考慮し、6月末までに目標を設定することとし、実施状況は7月以降に取りまとめしていくこととしております。

また、今回実施する国のモデル事業においては、業務改善の取組方針を利用した具体的な展開や研究で得られた成果等を県内の市町教育委員会や学校と共有するとともに、研修会を開催するなどして教職員の意識の啓発に努め、総勤務時間の縮減を推進していきたいと考えております。

〔22番 山内道明議員登壇〕

○22番（山内道明） ありがとうございます。先ほどの教育長からいただいた御答弁の中、総勤務時間の縮減モデルの取組があったかと思えます。現場で少し意見を伺ったところ、容易ではないにしても今回のように目標が明確に打ち出されたことは現場の教員が一体となって働き方改革を推進していく上では追い風になると、このような御意見をいただいております。特にまた今回市町の教育委員会とも連携して活動していくということは非常に実効性があるのではないかなというふうにも思いました。

また、伊賀市における国の新規事業の取組でありますけれども、いち早く取り入れて県内の各教育委員会とも共有をしていくということで、非常に教育委員会として本気度を強く感じました。同じ学校現場のモデルケースが教員の皆さんに示されることで、教員にとって実践的かつ納得して、また安心して取り組めることが期待できます。

こういった取組は実質的には学校長を中心に教員の皆さんが主体的に取り組んでいくことになろうかというふうに思いますが、その上で確認させていただきたい部分として、先日知事からも地域に開かれ信頼される学校を目指し、保護者や地域住民が学校運営に参画し、学校、家庭、地域が一体となった教育活動を推進するというふうにございました。

今回の働き方改革を推進していく上でも、家庭、地域の理解、場合によっては協力が現場の先生にとって不可欠であるというふうに思います。このほど政府の教育再生実行会議におきましても、教員の働き方改革を議論するそ

の中で、世界各国では教師に感謝する日と定められている記念日、国によっては祝日にもなっているということでありますけれども、教師の日の創設が求められ、家庭、地域との役割分担が重要という見解が示されております。

そこで質問ですが、教育委員会として働き方改革を推進する上で学校、家庭、地域との連携における取組についてお答えいただければと思います。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 学校、家庭、地域との連携の取組についての御質問でございます。

教職員が働きやすい環境づくりを進めるためには、その取組を保護者や地域の皆さんに御理解いただき、協力を得ながら進めていく必要があると考えております。

総勤務時間縮減の取組については、これまでも各学校長が学校内外に発信する学校経営の改革方針等により保護者や地域の皆さんに考え方を示してきたところです。

また、今年度は特に全ての公立学校で実施する統一した取組内容、先ほども御説明をさせていただきましたが、定時退校日を設定すること、部活動休養日を設定すること、会議時間を短縮することでございますが、この統一した取組内容についてもPTA関係団体等に説明し、理解、協力を得られるように現在進めているところでございます。

今後県教育委員会におきましては、これまでの取組に加えまして教職員の多忙な勤務状況の解消や総勤務時間の縮減に向けた具体的な取組をリーフレットにまとめまして、市町教育委員会とも連携し、保護者や地域の皆さんに周知することなどを通じまして、教職員が子どもたちと向き合う時間を確保できるよう取組を進めていきたいと考えております。

〔22番 山内道明議員登壇〕

○22番（山内道明） 御答弁ありがとうございます。答弁を聞かせていただきましたが非常に安心をしました。ぜひ教育委員会として、役割をしっかりと果たしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

これから進めていただくとしております働き方改革は教員だけではなく今社会全体で取り組んでいる改革でありまして、様々な周囲の応援、県民の理解を得やすい社会の雰囲気があるというふうに思っております。だからこそ教育委員会の役割も大きいのではないかなというふうに考えます。

ここからは少し様々な方と今回意見交換をする中で感じたところを述べさせていただきます。もう質問はいたしませんので、安心して聞いていただければというふうに思います。

まず、一つ細かいところですが、例えば学校の時間外での電話対応についてです。これについては過去にも議論があったようですが、緊急時の連絡先は明確にした上で、保護者や地域の理解と協力次第ではその内容に応じて対応を検討する余地は十分にあるのかなというふうに思いました。

世間的にも時間外で電話対応しているケースは少なく、例えば専用の相談窓口を設置していることのほうが一般的ではないでしょうか。先生が様々な電話に対して時間を問わず可能な限り丁寧に対応していただいている現状を今回知りました。

さらにもう一つ、こちらは土曜授業についてであります。これにつきましては、特に複数の小学校長よりお話を過去にもいただいておりましたし、私も昨年の常任委員会でも2回ほど質問をさせていただきました。県のホームページに実施状況と各市町の実践報告についてかなり詳細に掲載をいただいております。この事業はまさに多くの市町から報告されているとおり、外部人材の活用、地域、家庭の応援が不可欠な取組であります。

平成27年度の実施状況の資料を見ますと、時間の関係上端的に言いますと、まず土曜授業について、保護者の考えとして、その充実、継続については意見が分かれているようですが、全体的には肯定的な意見が多いように感じました。

反面、教員等学校サイドの意見はというと特に2点、まず1点目、今後も継続して実施するほうがよいについては否定的な回答が小学校で85.9%、中学校では84.7%というふうになっております。現場の教員の皆さんは継続に

対して明確に否定的という考え方が出ております。こういった状況が教員の負担感につながっているのかなというふうに感じます。

さらに2点目ですが、土曜日の授業の実施に伴う平日授業の取り扱いについて、この問いに対する回答として、平日の授業はそのままにして土曜日の授業を実施、つまり平日授業と土曜授業は区別して実施しているとの小学校が85%、中学校が83.3%になっております。

もっとかみ砕いて言いますと、このパーセントは土曜授業について、内容等を検討することにおいて平日の授業には直接的な影響が少ないというパーセントかなというふうに感じました。子どもたちの土曜授業に求める内容におきましても、ものづくりや体験、学校行事、集会等が多く、平日の授業以外のものを求めている傾向が示されておりました。このような中、平成29年度の土曜授業の取組を見ても、六つの市町で昨年度より土曜授業の回数を減らしているところがありました。様々な理由があったというふうに思っております。

学力向上の取組がセカンドステージを迎えた今、土曜授業のあり方について、地域のコミュニティーの状況や、また土日を中心とする社会教育、スポーツのあり方、こちらも調整が難しいとの状況を双方から伺っておりますけれども、こういったことを市町の教育委員会とも連携、情報を共有しながら、県全体として検討できる部分があるのかなというふうなのが私の率直な感想でございます。

以上、長々となりましたけれども、働き方改革を進めることで結果としてコミュニティースクールの推進であったり、家庭教育の充実につながる相乗効果も多いであろうかというふうに思っております。私も微力ながら保護者の一人として、また県議会議員として、教員の皆さんの働き方改革を応援させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、最後に三つ目の質問になります。県営住宅の入居率向上と持続可能なコミュニティーの形成についてです。

私が県議会議員になってこの2年間の中で信号機設置の要望に次いで多く

要望、相談を受けたのが実はこの県営住宅に関することです。具体的には、保証人を頼める人がいない、高齢のため1階への住みかえができないか等がありますけれども、その上で内容をよくよく聞いてみて皆さんに共通していることは、県営住宅は入居の条件が厳しい、空き室がほとんどない、簡単に入居できないという認識があるようです。

また、既に入居されている方からは、それとは反対に空き室が多く、入居者が少ない。または入居者の高齢化が進んでいるため、自治会役員、地域活動が大変であるということです。とある自治会長さんは自分がいなくなった後自治会運営が成り立たなくなってしまうのではないかと心配され、非常に深刻に感じました。

(パネルを示す) 平成29年4月1日現在の県内の県営住宅の入居状況を確認させていただきましたところ、県内60団地中入居可能戸数は3432戸、そのうち入居中の戸数は2605戸、入居率は75.9%となっております。入居率はこちらのグラフのように平成21年4月1日の93.7%を境に右肩下がりとなっております。

決して三重県だけがこういう状況ということではないというふうに思います。しかしながら、県営住宅は低所得者に対する重要なセーフティーネットであり、本来のニーズは少なくないと思われます。特に貧困家庭は社会から孤立しがちであるとも言われ、本来必要としている方への住居の選択肢として、県営住宅に関する情報が届いているか、そういったところが心配な状況でございます。

さらには県の財政面におきましても、歳入の確保という点におきまして入居率アップにより県営住宅の家賃収入を増加させることは重要であり、対策が必要と思われます。ちなみに、入居率を平成21年レベルまで回復させたとすると、約600戸の空き室を埋めることにつながります。これを年間の家賃収入で計算するとかなりの金額になるのではないのでしょうか。

こういった状況の中、県営住宅の入居率向上に向けて県としても実効性のある取組が重要と考えますが、いかがでしょうか。



[水谷優兆県土整備部長登壇]

○**県土整備部長（水谷優兆）** それでは、私から県営住宅の入居率向上の取組についてお答えします。

本県の県営住宅の入居率は議員から御指摘がありましたように75.9%と低く、年々低下している傾向にもあります。個々の県営住宅の入居率を見ると90%を超える団地もあれば、60%前後の団地もあります。そのため、入居率の低い団地の入居率向上のため、現在三つの取組を進めております。

一つ目は、入居希望の多い高齢者世帯や子育て世帯向けの間取りや設備への改善でございます。本年度高齢者仕様のバリアフリー工事を4団地、19戸で実施します。また、子育て世帯向けの間取り改修を1団地5戸で実施します。

二つ目の取組は、60歳以上の単身高齢者の入居を認めておりますが、その住戸数が十分足りていないということでございます。これに対して本年7月から単身高齢者の入居可能住戸を382戸増やします。

最後に三つ目の取組として、特定公共賃貸住宅の応募が近年ないことから、これを低所得者層向けに用途変更をし、本年7月から21戸募集したいと考えております。今後も的確な対策を講じ、県営住宅の入居率のアップにつなげ、県の収入確保でありますとか、コミュニティー維持の支援に取り組んでいきたいと考えております。

[22番 山内道明議員登壇]

○**22番（山内道明）** 御答弁ありがとうございました。単身高齢者の世帯、また子育て世帯と具体的な取組についてお答えをいただきました。優先での入居対象者は現在母子世帯、父子世帯、障がい者世帯、多子世帯等で、また単身は一部というふうになっております。そういった中での改革であろうかというふうに思っております。非常に有効だというふうに思います。

加えてぜひこの場で一つお願いをさせていただきたいのが、三重県におきましては昨年度子どもの貧困対策調査特別委員会から児童養護施設の退所者の自立支援をしていくよう提言がありましたけれども、この児童養護施設の

退所者支援として、県営住宅を活用いただけないかという部分におきまして、また健康福祉部等と関係の部局と連携の上ぜひ検討をいただきたいというふうに思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

ほかにも全国自治体における公営住宅の先進的な取組を見てみますと、入居に際しては地域コミュニティーの活性化につながるよう、地域活動にも参加することを入居の条件としたり、近くの大学と協定を結び、団地活性サポーターとして学生が団地で暮らしながら地域活動に参加し、高齢化によって衰退していくコミュニティー機能を強化する取組も注目を集めているようです。

県営住宅に入居されている世帯は経済的な条件やそれに伴う家族構成と一定の環境のもとに生活をされている方々ですので、他の地域と比べると入居者の多様性にも制限が出てきてしまいます。そういった意味におきましても定期的に県として入居者の方々と意見交換を行っていただけると入居者の安心につながるというふうに思いますので、これもあわせて御検討いただきたいというふうに思っております。

県営住宅の入居募集に当たりましては、今後コミュニティーの強化、持続可能性もあわせて視野に入れていただきまして、より柔軟に推進をしていただきたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（水谷 隆） 4番 山本里香議員。

〔4番 山本里香議員登壇・拍手〕

○4番（山本里香） 日本共産党の山本里香です。通告に従いまして30分間の一般質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

さて、教育長に聞くということでお伝えをさせていただいております。就任当初からこれまでも記者会見、インタビュー、ホームページの御挨拶で思いを発信されている廣田教育長ですけれども、着任してからいろいろなことがあって大変なことと思います。

このようなことを言ってみえます。知事からの「産業界でつくってきた

ネットワークを生かしながら、子どもたちのために一生懸命やってほしい」というメッセージを紹介されて、産業界の皆さんと懇意にさせていただいたので、どういう子どもたちを育てないといけないのか、いろいろな立場で意見をもらいたいです。有名大学だからということではなく、自分自身の進む道を選択できる力をつけてほしいです。

そして、全国学力・学習状況調査については、算数でも国語でも1点でも上がれば次への意欲が湧く。常に自分の高みを目指して努力することは社会人になっても通用する。去年の全国学力・学習状況調査では三つで全国平均を上回った。さらに伸ばしたい。褒められると人間は次に踏み出そうという気持ちになります。地域や家庭で子どもたちの努力を認めて一緒に考えることができると述べていらっしゃいます。

さて、今年も4月18日に行われました全国学力・学習状況調査がありました。加えてそのテスト対策となっているみえスタディ・チェックも同時に実施をされております。採点や分析の真ただ中という今の学校現場だと思います。2カ月間見聞きされてきましたこの一連のことですけれども、教育観と交えまして、教育の考え方と交えまして全国学力・学習状況調査、このことについてのお考えを教えてくださいと思います。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○**教育長（廣田恵子）** 全国学力・学習状況調査についての御質問でございます。変化の激しい社会を生き抜いていく子どもたちは生きる喜びを感じながら、志を持って夢を実現させていく自立する力、他者と支え合いながら社会をつくっていく共生する力が必要です。学力はこれらの力を身につける上で重要であり、子どもたちのために、基礎的、基本的な知識、技能、課題を解決していくための思考力、判断力、表現力、主体的に学ぶ意欲を養っていく必要があります。

さらにリーダーシップやチームワーク、優しさや思いやりなどの人間性も含めた資質、能力を培っていくことが重要だと考えております。子どもたちの学力が向上することは自己肯定感やチャレンジする力を高め、将来の夢を

実現するための可能性や選択肢を広げるものと考えております。

全国学力・学習状況調査は学習指導要領の理念、目標、内容等に基づき、学習指導上特に重視される点や身につけるべき力を具体的に示すメッセージであり、この調査にしっかりと取り組んでいくことが三重県の子どもたちの学力の向上につながると考えています。

また、教科に関する調査だけでなく、児童・生徒や学校に対する質問調査を総合的に活用することで子どもたちへの教育指導の充実や学習状況の改善に役立てることもできます。

県教育委員会としましては全国学力・学習状況調査で明らかになった課題を踏まえ、各学校において校長のリーダーシップによる組織的な取組や教員の継続的な授業改善がさらに進むよう、授業改善サイクル支援ネットの活用促進、教育支援事務所によるオーダーメイドのきめ細かな支援など、市町と連携しながら学校に対する取組を進めていきます。

また、子どもたちの自己肯定感や達成感、やる気がさらに高まるよう、例えば退職教員や大学生等の地域住民の知識、技能を活用した学校支援体制づくりなど、家庭、地域を含めた多くの大人が積極的にかかわる取組を進めていきます。こうした取組を通じて子どもたちのためにという強い思いで学力向上に取り組んでいきたいと考えております。

〔4番 山本里香議員登壇〕

○4番（山本里香） 学力について三重県教育委員会の考え方、教育長の考え方ということで、今までも三重県教育委員会、教育長の考え方を継承されたお答えをさせていただいたというふうに思います。子どもたちのためにと、これは私も同じ思いであります。

ここにこんなカラフルなパンフレットがあるんですけど、（現物を示す）これはホームページからとりましたが、教員の先生方にはこういうのが毎月ニュースとして配られているんだと思います。三重の学V i v a、V i v aと学ぶという字で学V i v aということで、毎月の中を見せていただくと、これは学力向上緊急対策チームと出ているんですが、何月か見せてもらった

んですけど、カラフルなんですけど、ちょっと胸が詰まる思いというか、とてもとても詰まる思いがありました。

こうやって学校でいつもいつも全国学力・学習状況調査や、それからみえスタディ・チェックや授業改善や、もちろんいろいろな資料になったり示唆するものではあると思うんですが、これが毎月送られてきて無回答をなくしましょうとか、こういうので指導というか、されているんだなというふうに思いました。追い込まれているわと私は感じています。

先日も北勢教育支援事務所の所管事務説明をしていただいたんですけども、教育支援事務所の主となる目的がまるで点数アップであるようなお話をいただいたんです。きつとももちろんそればかりではないと思っていますけれども、現場は、特に6月に入ってすぐということもあったので、そんなことになったのかなと。

何せ点数が出ますので、そういうようになりますという、何せ点数が出ますので。ですから、教育に対する思いとか、今述べていただいたことと点数化されて序列化されていくというこの全国学力・学習状況調査の実態が本当にそぐっているのかなという思いと教育に携わる者の思いと、あるいは三重の教育をよくしようという思いと本当に関連しているんだろうかと思えます。

平均点を上げる対策に意味はないと文部科学省も言っていますけれども、三重県は競争や序列化ではなく、指導の改善にどう生かすかといいながら平均点以上になれば、前年より点数を上げると。少し前までは全国3位以内へと、こういう目標を上げて学力コンクールのものに邁進していたと思うんですね。

決定的に問題なのは、相対評価で学力コンクールだということだと私は思っています。先生方の中にもそう感じているながらも、現実の中で一生懸命真面目に取り組んでいる方がいっぱいいらっしゃるというのがちょっと寂しいですが、去年受けた生徒と今年受ける生徒は違うわけですから、生徒一人ひとりの学力の向上を見るものでないということもこれは明らかになります。首を傾げながらであっても、点数公表する限り矛盾を抱えたまま

走っています。4月に進級して新しい教科書がうれしくて、その教科書を開きたいけれども、まだドリルばかりであけていないというのを前この議場で紹介したことがあるんですが、これは三重県の小学生の言葉なんです。

全国各地で、三重県ではないと、まさかないと信じていますけれども、平均点が下がることを危ぶんで低学力の生徒の回答用紙を欠席扱いで外したり、別室受検で指導を入れたり、学校を休むように指示されたという事例が過去じゃなくて、今の全国学力・学習状況調査でも起こってきているんです。まさか三重県ではないと思いますけれども、そのところもちょっと教えていただきたいと思います。

ここで紹介したいものがあります。（パネルを示す）これは全国学力・学習状況調査に悩む先生が学校で子どもたちを見て詩を書かれたものなんです。100点何人目標立てて見える成果を出せという。子どもと遊ぶ時間を削り、数字と記録で縛られる。優しい心は数字にできない。生きる意欲も数字にできない。宿題見るのは給食時間、子どものけんかも報告文書でパソコン相手に孤独な仕事、星空を仰ぐ帰り道、優しい心は数字にできない。生きる意欲も数字にできないと、この言葉が大変私は響き、今自分として大変なことだと思っています。

先ほど、子どもたちがつながっていかなくちゃいけない、そういう教育信条も述べられましたけれども、信じることや受けとめること、ともに生きること、こういうことが今の学校現場でこの歌にある状況が実際出てきているからこうやって歌われて先生方の間で広がっていると。こういうことを考えたときに今一人ひとりに順位をつける。学校ごとに順位をつける。市町ごとに順位をつける。県ごとに順位をつける。何のために、それをどうしてかという疑問がますます広がった10年目であります。

いかがでしょうか。三重の教育の中で先ほどの弊害がないのか。何か問題は起こっていないのかということも含めて、現実この全国学力・学習状況調査について現状つかんでみえることを教えていただきたいと思います。

○教育長（廣田恵子） 先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、子ども

たちの学力が向上することというのは自己肯定感とかチャレンジする力を高めて、将来の夢を実現するための可能性や選択肢を広げると。一点でも点数が高いところを目指すということについては、そのプロセスも含めて非常に大切なことだというふうに思っておりますので、この序列で争うとか、そういうことではございませんので、その点については御理解をお願いしたいと思います。

それから、三重県についてはそういった操作というのはなく、全て学習指導要領の基本的なものがどうなっているかということを具体的にメッセージだというふうに考えておりますので、そういうことは一切ございません。

〔4番 山本里香議員登壇〕

○4番（山本里香） もう10年目になりまして、教育委員会がした調査の中では学力の低い子どもを欠席扱いにして答案を出さなかったとか、そんなことはあらわれてきていないですけれども、現場から、聞き取り調査をする中で、三重県ではないです。私は聞いていません。そんなことは。私の範囲の中では。

でも、よそではあったということで、もしそんなことが行われているとしたら、これはもともとの全国学力・学習状況調査の悉皆調査であるとか、それこそ競争じゃなくて状況調査、ただの調査なんだということが打ち消されていってしまうことになりますので、本当にこんなことがあってはならないと。そして、好きでやっているわけではないと思いますので、それがあったところでも。こういうことをさせてはいけないと思っています。

教育長は褒められると人間は次に踏み出そうという気持ちになりますとおっしゃっています。確かにそうだと思います。褒められなかったらどうなるのかということを裏返して考えたら、昨年の質問用紙の回答の中で先生はよいところを認めてくれるでしょうかというのが小学校で83.8%、中学校で79.6%あります。

また、自分にはよいところがあると思うのは小学校75.5%、中学校69.4%と数字だけでこれも見ているだけではだめだとは思いますが、こうい

う実態の中で先生方は子どもたちのいろいろないいところを見ながら教育を  
していただいていると思うんですけれども、この自己肯定感、あらわれている  
自己肯定感、この醸成も学力とともに教育の大きな目標です。言われまし  
た。

けれども、この全国学力・学習状況調査がされる中でこの自己肯定感の醸  
成が阻害されていっているのではないかと。先ほどの詩の内容はそういうこと  
も示していると私は思うし、そういう実態があると思っています。自己肯定  
感が満たされないと、内に向かえば不登校や自傷行為、自殺まで進むことも  
ある。そして、外に向かったら暴力行為ということになっていくということ  
は、これは教育界の中で現場の先生方は体で感じてみえる。ですから、何と  
かいい教育をしたいというふうに思っていると思います。

そんな中で、学校現場ではいじめや不登校など、子どもたちの生活上の問題  
が学習指導以上に時間を要しているという実態があります。先ほど山内議  
員が教職員の長時間勤務、労働のことについて質問されまして手だてをする  
ということをおっしゃいました。休みの日を形として増やしたとしても、そ  
れから定時の退校をもししたとしても、現状の根本的な問題が解決を少しず  
つでもされなければ、このことは大変かえって負担になるというふうな形も  
あると思うんですね。土曜、日曜休みだったころでも先生方は土曜日出勤は  
当たり前という状況、クラブの方でなくても当たり前という方が続いていた  
わけですから。

さて、その学校現場ではいじめや不登校の問題が生活上の問題として時間  
がかかっている。昨年度のいじめ件数が1510件、不登校が1921人、暴力行為  
が901件と報告をされました。増えた、減った、全国よりどうだという数字  
だけで物は言えませんけれども、数多く抱えてみえるという、一つ一つが困  
難な問題だということは事実だと思います。何がこの状況をつくり出してい  
るんでしょうか。

県内ではないんですけれども、点数を上げたらいいやんか。あいつらを受  
けさせたらいいというようなこんなことを授業中に発言が子どもからあつ



たという、飛び交ったという実態が学習会で報告されました。まさしくこれはいじめの芽になっていると私は思います。そんなことはない信じながら、こういうことが小学校から中学校へ、高校へと引き継がれていって、高校は高校で進学競争が激化しているわけですから、さらに深刻化する。これが子どもたち、生徒たち、教職員の大変な状況で、メンタルで99人の方が休職中ということも、その原因はいろいろ複合的にありますけれども、こういった教育体制が今追い込んでいっているのではないかと思います。

教育長は子どもたちのために現場目線に立った教育を進めたい。教員も一人の人間として生活しているとおっしゃいましたけれども、ぜひ現実を見て感じていただきたい。具体的にどのようにして現場目線を進められるのかということをお伺いしたいと思います。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） いじめのことについて、それから精神疾患による休職者の件について、現場目線からどのように取り組むのかという点についての御質問でございます。

まず、いじめの点でございますが、いじめは決して許されるものではありません。県内全ての学校においては学校いじめ防止基本方針を策定し、早期発見、早期対応に取り組んでいるところであり、教職員がささいな兆候であってもしじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確にかかわりを持つようとしてきたことから認知件数という数字は増加しております。

学校においては、いじめが認知された場合、直ちにいじめを受けた児童・生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童・生徒に対して事情を確認した上で適切に指導するなど、担任や養護教諭をはじめ教職員が一丸となって家庭や関係地域とも連携しながら対応をしているところです。県教育委員会としましては、教職員が子どもたちの小さなサインに気づき、適切に対応することができるよう研修会等を開催し、教職員の力量を高めてまいります。

また、本年度制定予定の三重県いじめ防止条例（仮称）については、高校生意見交流会や子どもパブコメ等から得られる子どもの声を反映するなど、

今後も学校、家庭、地域が一体となって子どもたちが安全に安心して学べる学校づくりに取り組んでまいります。

教育長としては現場目線という点からでございますけれども、いじめのささいなきっかけみたいなのところがあったような状況が例えば報告された場合については、必ず教職員が自ら主体的にその子に寄り添いながら指導するように、寄り添って課題解決に当たるようにということで、生徒指導の担当課、それから学校を通じ、校長を通じ担当のほうへ連絡をしたりしていつも一緒になって仕事をやっている。それが4月からの状況でございます。

それから、精神疾患の教職員の状況についてでございます。本県教職員の精神神経系疾患による休職者数は平成25年度が84人、26年度が90人、27年度は99人と増加傾向になっております。精神神経系の疾患については業務の困難さ、職場の人間関係、職場外でのことなど様々な要因、また、それらが重なることにより起因すると考えております。

メンタルヘルス対策は、職員が自らのストレスに適切に対処するためのセルフケア、管理職を中心とした職場におけるケア、不調者に対する専門的な支援などの取組が必要です。また、疾患を未然に防ぐためには、管理職による声かけや面談、職場内での相談しやすい雰囲気づくりも必要であると考えております。

特に4月以降気をつけているところにつきましては、繰り返しになりますけれども、声かけと、それから仕事上どうしていったらいいかというのは、そこにいる職場の先生方皆さんが経験したことであるので、そこでチームとして困った教員を助けるようにというようなことで、機会あるごとに現場目線に立った気持ちで皆さんに指導をしているところでございます。

今後においては現在も実施していますストレスチェックや臨床心理士、専門医による相談事業など、メンタルヘルスに係る事業を進めていくとともに、新任管理職に対する教職員のワーク・ライフ・バランスの推進を目的とした研修等を活用し、精神神経系疾患になりにくい職場環境の整備に努めてまいります。これからもなるべく教職員のほうについてもそのような兆候が見ら

れそんな段階でみんなで対応していきたいと、そんなふうに考えております。

〔4番 山本里香議員登壇〕

○4番（山本里香） 一人ひとりに寄り添って、子どもも教員の方にもということ。精神疾患等のメンタルにはなりにくい状況。子どもたちの未然防止も含めてというお話でした。

今私が言っているのは何が根本原因なのか。複雑にいろいろ絡み合っているにしても、大きく三重の教育界、あるいは日本の教育界の流れが今の子どもたちや先生方の状況を追い込んでつくっているんじゃないか。ですから、そういうことをきちんと見ていただきたいなというふうに思うわけです。

今、社会問題にまでなっている人間を物扱いにして使い捨てにしている産業界の流れがありますけど、これは今働き方の改革という、あるいはブラックな働き方をやめさせようという社会問題の中で手が少しずつ入るような状況もつくられていますけれども、実は全国学力・学習状況調査はむしろこういったものと一体のものであって、2004年でしたか。21世紀を生き抜く次世代育成のための提言というのが日本経済団体連合会から出された。

その後も期待される人間像を日本経済団体連合会はずっと出していますけれども、そんな中の2004年、これは契機だったと思うんですけども、数パーセントの正社員としてのエリート、それ以外の有期雇用の技術者集団、多くの物言わぬ非正規労働者を養成するための教育を教育に求めるというのがこの当時、中央教育審議会にも向かってあったわけですよ。

そんな中でびっくりしますが、あれから20年たって今その形が今の現実の社会の中であらわれてきていると思えば本当に怖いことで、その後で起こってきた全国学力・学習状況調査でもって点数を競わせているということがこれとリンクしているというふうに私は思っているんです。

産業界の要求の中で一つの価値観や他者評価に縛られたり、頑張り過ぎて心身を壊したり、自殺の道を選んだりしていくという悲しい事件、凄惨な事件も起こっています。幾つも起こっています。大人になってからの。そういうのがこの教育の中でつくられてきた。点数をあおったということと関連し

ているというふうに思います。

産業界の御意見を真っ先に聞いていくというような文章を突出して見てしまいましたもので、その現場に対して教育現場の学校現場に十分に入ってそこを見聞きしていただく。教育長自らということを大きく要求いたしまして、(仮称)三重県いじめ防止条例の策定に当たってもこれらの切り口をしっかりと持っていただくこともお願いをいたしまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

次の質問は太陽光発電の適正導入に係るガイドラインの策定についてということで、太陽光発電については議会でもたびたび取り上げられてきて、今このガイドライン策定に向けてパブリックコメント中であるという状況です。経済産業省によりますと昨年末で三重県におけるF I T認定の稼働済みの太陽光発電施設が6万3065件となっておりますし、F I Tの認定は済んでいるけれども、まだまだ稼働してなくて途中だ、建設中という形が幾つかあって、小さいものから大きなものまであります。

今特に環境アセスメントの対象となっている大規模のメガソーラーは、仮称ですけれども、宮リバー度会ソーラーパーク事業、四日市足見川メガソーラー事業、四日市ソーラー事業所、津市波瀬太陽光発電所造成事業とこの四つがあって住民の心配が募っています。ガイドライン案が成立しますとこれまでと何が変わりますか。皆さんの不安はどれぐらい、どのように解消されますか。国のガイドライン以上に三重県として強化されたところはどこにあるのかということを示していただきたいと思います。

〔村上亘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長(村上 亘) 県のガイドライン策定によりまして住民の皆さんの不安が払拭されるのか、それからどのような効果があって、これまでとはどう違うのかということに対しまして御答弁を申し上げます。

国では電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、通称F I T法と言っていますが、これを改正いたしまして、同法による認定基準への違反が判明した場合には事業者に対して改善命令や認定の

取り消しを可能とする制度に改めました。

また、本年3月に事業者が積極的に自治体との相談や地域住民とのコミュニケーションを図るとともに、地域の個別の状況へ配慮することを定めた事業計画策定ガイドラインを策定いたしました。このような中、県では国のガイドラインを補完するため、県、市町の役割などを明記したガイドラインを今月末には策定したいというふうに考えてございます。

県ガイドラインは太陽光発電施設の設置に当たりまして法的拘束力はないものの、事業者に対しまして地域との調和への協力を求めるものでございまして、適正な導入に効果があるものと考えております。

今後県としましては市町と連携をしながら、事業者がガイドラインに基づき事業を進めているか、関係法令や条例の手続、地域住民とのコミュニケーションを適切に行っているかなどの確認を行いまして、地域の意見を踏まえた施設整備につなげていきたいと考えてございます。

なお、関係法令や条例違反などの案件に対するFIT法に基づく指導や改善命令等の実施については太陽光発電事業の認定を行う国へ相談するなど、太陽光発電施設の適正導入に向けまして取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

〔4番 山本里香議員登壇〕

○4番（山本里香） このガイドラインは雇用経済部のエネルギー政策・ICT活用課が担当しておって、あくまでも名称のとおり太陽光発電施設の適正導入に係るガイドラインということですから法的な規制はもとよりあるものではないということで、ただ適正導入の適正ということがやっぱりとてもとても大切になってくる。この適正とはどういうことかということになると思います。

私も再生可能エネルギーの開発と普及には大いに応援したいと思っておりますけれども、いろいろなメガソーラー発電所の建設が環境破壊を引き起こすということになれば、これは再生可能という目的からしても逆に逸脱をするわけですから、このことを住民の方は心配をしています。

住民合意がない乱開発による再生エネルギーの開発は規制することが必要だということがあって、住民とのコミュニケーション、説明会、戸別訪問などを求めてそれを記載するというようになっておるわけですがけれども、県や市がこれをどこまで機能させるかということになると思いますし、報告書で出されたものをどこまで読み取るかということにもなると思います。

また、地域住民とは生活環境に影響を受けるおそれのある住民となっていますけれども、もちろん災害が心配される下流域住民を含む周辺住民、あるいはこれは山林は三重県の大切なものですから、みえ森と緑の県民税を払っている三重県民全員の、山林であればそういうふうなことになると思います。

そういう中で、もうこのガイドラインだけでは心配を払拭するには不十分だなということがこれで明らかになっています。原発事故以降さらに進んだ太陽光発電ですけれども、今だけ、金だけ、自分だけが危険な原発を促進して大事故を経験したわたしたちです。また、今だけ、金だけ、自分だけ、もちろん私有財産のもので持ち物であることはあるわけですがけれども、今だけ、金だけ、自分だけになってはいけません。自然エネルギーと言いつつ膨大な自然を壊して利益だけを持っていくというやり方は許せないと思っています。

○副議長（水谷 隆） 申し合わせの時間が来ておりますので、速やかに終結を願います。

○4番（山本里香） 今後の岡野議員の関連質問に期待します。終わります。  
（拍手）

○副議長（水谷 隆） 本日の質問に関し関連質問の通告が1件あります。

山本里香議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを認めます。5番 岡野恵美議員。

〔5番 岡野恵美議員登壇・拍手〕

○5番（岡野恵美） 山本里香議員の関連質問で、京都府南山城村から三重県伊賀市にまたがるメガソーラーの開発計画について伺います。

この事業は今から2年前に計画され、昨年5月に一部変更しているとのことで、事業主はF S ジャパンプロジェクト6 合同会社というアメリカの会社

です。京都府南山城村の約72ヘクタール、三重県伊賀市島ヶ原の約10ヘクタールを開発して、30万枚の太陽光パネルを敷き、発電出力37.5メガワットの太陽光発電を行う計画だそうです。伊賀市島ヶ原に変電所をつくり、地中を通して中部電力に送電するというのですが、京都府区域の開発計画だけの事業計画書を京都府南山城村の住民に提示し、住民説明会を行っています。

ところが、村民から京都府側だけで計画を進めようとするのは不誠実などの批判があり、月ヶ瀬ニュータウン自治会は3月19日の総会で計画反対、協定は結ばないことを賛成多数で決議したそうです。そのため、今京都府では住民が反対し、しかも不完全な計画になっているこの事業計画書を知事が認めるかどうか争点になっているようです。

そこで、三重県はこのことを知っているかどうか。京都府から問い合わせなどがあるかどうか。また、環境アセスメントは適用できないのかお伺いします。

○環境生活部長（井戸畑真之） ただいま京都府南山城村から伊賀市にまたがるメガソーラーの開発計画について御質問いただきました。この太陽光発電事業につきましては、現時点において出力37.5メガワット、開発面積が約82ヘクタールの事業計画と承知しております。

先ほど議員から御紹介がございましたけれども、事業者によれば計画地の大半は京都府側で約72ヘクタール、三重県側で約10ヘクタールとのことでございますけれども、住民説明会等の結果を踏まえ当初計画からの変更が今検討されているということ、また、現時点では本件に対して環境アセスメントの手続も林地開発許可の申請も行われていない状況であることから、正確な開発面積については把握できておりません。なお、京都府とは随時連絡を取り合い、情報の共有に努めておるところでございます。

本県では、従来太陽光発電事業を行うに当たりまして20ヘクタール以上の造成事業を伴う場合には三重県環境影響評価条例に基づきまして環境アセスメントの実施を求めてまいりました。しかし、近年県内各地で太陽光発電事業を目的とする20ヘクタール未満の開発が表面化してきております。これに

対応するため、昨年平成28年3月に同条例を改正いたしまして、同年9月からはこれまでの環境アセスメントの規模要件でございます20ヘクタールの半分の10ヘクタール以上の造成事業につきまして、文献調査など簡易な調査方法に基づく簡易的環境アセスメントの実施を義務づけたところでございます。

今後本事業につきまして三重県内における開発面積が10ヘクタール以上になるとということが判明いたしました際には、事業者に対し速やかに簡易的環境アセスメントを実施するよう求めてまいります。引き続き太陽光発電事業につきましては必要な環境配慮がなされるよう、隣接する府県とも情報を共有するなど、連携をとりながら適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔5番 岡野恵美議員登壇〕

○5番（岡野恵美） 私は5月23日に伊賀市の百上市議会議員とこのメガソーラーの計画に反対しております南山城村の自然を守る会の皆さんの主催する交流会に参加をいたしました。当日は、日本共産党の京都府議団の議員とも交流いたしまして現地調査もいたしました。

この地域は400万年から200万年前に上野盆地を中心に広がっていた古琵琶湖の西北の端に当たり、古琵琶湖層群と呼ばれる地質や地形が残っているところで、その地質や地形に由来する貴重な自然環境が壊されることを皆さんは心配されておりました。珍しいハッチョウトンゴも見かけました。

住民の皆さんは学校がすぐそばにあること、気温の上昇や電磁波による健康被害、低周波の発生、反射光の問題、また太陽光パネルの安全性についても懸念されていましたが、一番心配されていることはこの会社が信頼できるかどうかということでした。

もともとこの外資系の会社の広報を担当しているパーソン・マーステラという企業はアメリカのスリーマイル島の原発事故が起こったときの広報担当だったようです。また、この事業の計画当初、反社会的勢力との関係を持っていたことや会社役員の変更を次々に行っていることなど、会社の信頼性への疑問が出されておりました。



先ほど私の質問に対して答弁をしていただきましたが、三重県側については何の申請も出ていないということでございますが、京都府とは情報共有をして取り組んでみえるということでございます。10ヘクタールの開発ならば環境アセスメントの対象になるということで取り組んでいただけるといことですが、情報を早くキャッチしていただくこととあわせて、このことについては注目をしていただきたいというふうに思います。

ガイドラインができて、今回のこともはじめとして、この太陽光発電についてはガイドラインによって一歩前進したというふうな受けとめだと先ほどの山本議員の質問に対するお答えを聞いて考えましたが、日本共産党はこのような開発は住民の理解と納得ができないうちは、たとえ再生可能エネルギーの事業であっても進めるべきではないというふうに思っております。

山本議員も述べましたけれども、ガイドラインが今だけ、金だけ、自分だけを助長するようなものには決してなつてはいけないというふうに思っています。住民との合意ができて再生可能エネルギーの普及が進むようになるよう、実効あるガイドラインにするように求めて、私の関連質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（水谷 隆） 以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。

## 休 憩

○副議長（水谷 隆） 着席のまま暫時休憩いたします。

午後 3 時 10 分休憩

---

午後 3 時 11 分開議

## 開 議

○議長（舟橋裕幸） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

## 意見書案審議

○議長（舟橋裕幸） 日程第2、意見書案第4号「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法等改正案について国民の十分な理解を得ずに行われた採決に抗議し慎重な審議を求める意見書案を議題といたします。

お諮りいたします。本件は議事進行上、趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟橋裕幸） 御異議なしと認め、本件は趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略することに決定いたしました。

## 討 論

○議長（舟橋裕幸） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。20番 大久保孝栄議員。

〔20番 大久保孝栄議員登壇〕

○20番（大久保孝栄） 会派鷹山、熊野市南牟婁郡選出、大久保孝栄です。本来なら会派自民党が反対討論をするべきところとは思いますが、会派鷹山の私が発言をさせていただきます。

「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法等改正案について国民の十分な理解を得ずに行われた採決に抗議し慎重な審議を求める意見書案提出についての反対の意見を申し述べます。

まずはタイトルの国民の十分な理解を得ずにという部分ですが、国民の総選挙で選ばれた国会議員によって採決されたのですから、国民の十分な理解を得ずという言葉がどの国民のことを指しているのか理解ができません。

例えばこの意見書案を提出することを三重県議会の議会運営委員会で採決により可決したことを国民ではなく、県民の十分な理解を得ずに三重県議会の議会運営委員会は意見書案提出の採決をしたということを批判し、その採決に抗議するべきなのでしょうか。

置きかえて考えてみますと、国民の十分な理解という言葉の意味が不可解

です。国会に提出しようとする採決への抗議の内容と三重県議会で行われている意見書案提出者の拙速な採決が矛盾し過ぎていると感じざるを得ません。意見書を提出するメリットは何なのでしょう。三重県民のためにつながることは到底思えません。一般県民の主婦の方から三重県議会議員は三重県民の生命と生活と県益を守るために自立していただきたいとの御意見をいただいています。

また、意見書案の内容についてですが、慎重審議をしていただくことは当然のことで、そもそも普通に暮らしている一般国民が処罰の対象になるおそれなどあるわけがありません。成立要件では犯罪主体はテロ集団、暴力団、麻薬密売、人身売買組織など、重大な犯罪の実行を目的とする組織的犯罪集団としており、組織的犯罪集団に入っていない一般の方々が処罰の対象になることはあり得ません。

重大犯罪の計画では277の対象犯罪を代表例に限定しています。現在民進党は政府の法律案に反対していますが、かつての民主党は今回の政府案とほとんど同じで、対象犯罪を306にした修正案を国会に提出していた経緯があります。

また、プライバシーの権利と未然にテロ等組織犯罪を防止することは一緒に論じるべきではないと私は考えます。このことによって一般国民が監視される、または日本が監視社会になるということなどはないと聞いております。本質として、テロ等組織犯罪から国民をいかに守るかの観点から議論が行われなければなりません。

皆さんも御承知のとおり、これだけ各国でテロが無条件に罪なき多くの人々を虐殺しています。いつどこでテロが発生するか予測がつきません。日本でも発生する可能性がゼロとは言えません。もし自分や自分の家族がテロ等の組織犯罪に巻き込まれ被害者となったら、私ならなぜ事前に情報がないのか、なぜ事前に防げないのかと怒りを感じることでしょう。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックを控えている我が国にとって一刻も早くTOC条約締結を急がなくてはなりません。この条約は既に世界

187の国や地域が締結済みです。国連加盟国で締結していない国は我が国を含め11カ国だけです。G 7の中では我が国だけです。この条約が求めている義務を履行するには、国内法の整備が不可欠です。諸外国との情報の共有や協力関係を築き、テロを含む組織犯罪を未然に防ぐことができる状況にするべきだと考えます。

昨年、伊勢志摩サミットを安全、無事に開催できましたことは三重県の大きな誇りであります。伊勢志摩サミットでは三重県から全世界に平和を願う心を発信いたしました。その三重県からこのような法案の成立を引き延ばしずるともとれる意見書を提出するのは三重県民として非常に恥ずかしいことだと私は思っています。

テロ対策は最重要課題の一つです。一刻も早くこの法案を成立させていきたいと考えておりますので、この意見書案に強く反対いたします。伊勢志摩サミットを成功に導いた三重県の誇りある三重県議会議員の皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（舟橋裕幸） 5番 岡野恵美議員。

〔5番 岡野恵美議員登壇〕

○5番（岡野恵美） 日本共産党は意見書案第4号に賛成します。そして、改めて安倍政権が今国会で強引にも決めてしまおうとしている共謀罪法案に断固反対し、撤回を求めるという態度を表明させていただきます。

3月22日の中日新聞は、21日に閣議決定した共謀罪の趣旨を盛り込んだ組織犯罪処罰法改正案について、戦前思想弾圧に悪用された治安維持法の被害者たちに取材した次のような記事を載せました。「あんなことは二度と起こってはならん。閣議決定を受け、かつて思想弾圧に悪用された治安維持法（1925年制定）で迫害を受けた三重県松阪市の太田まささん102歳は当時を振り返り、法の乱用防止を訴えた。

18歳だった1933年3月、同市内の自宅2階で寝ていたところ、自宅に上がり込んできた地元の男性警察官数人からいきなり、おい、起きよと手を引かれて、逮捕された。20人ほどの女性勾留者がざこ寝する部屋で50日ほど過ご

した。取り調べでは会合には誰が参加していたか、転向しろと怒鳴られ、肩や膝をたたかれた。女の人にはげがをするほどではなかったが、男の人なんかは殴られて声を上げる人もいてかわいそうやった。5月によく不起訴で釈放された。

当時農家が貧困にあえぎ貧富の差が広がっていた。農民運動が盛んで、抵抗なく運動の会合案内チラシを配るのを手伝い、共産党の機関紙、赤旗を読んだ。これが治安維持法違反容疑とされた。(中略)立って歩くのもしんどい、考え事をするのも難しいと言いつつ、今の時代治安維持法のようなことまではないと思うが、昔のようにチラシを配っただけで逮捕されるような怖い世の中にはなあってほしくないとおつぶやいた。」

以上が新聞記事ですが、私は先日この太田さんの連れ合いさんの葬儀に出席し、お悔やみを述べるとともに、昔に逆戻りしないように頑張るからと車椅子の太田さんと握手しました。共謀罪法案は内心を処罰対象にし、憲法が保障する思想、良心の自由の重大な侵害につながる法案であり、世論調査では8割近くが政府の説明は不十分だと答え、今国会で成立させるべきではないと言っています。

また、国連の人権理事会が任命したプライバシー権に関する特別報告者、ジョセフ・ケナタッチ氏は、プライバシーに関する権利と表現の自由への過度の制限につながる可能性があるとして警告し、安倍首相に法案の中身について説明するよう求める書簡を送りましたが、安倍首相はこの書簡を不適切なものとして真剣に受けとめようとしていません。そもそも共謀罪がないと国連の国際組織犯罪防止条約、TOC条約が締結できないという安倍政権の主張には国際的にも疑義が寄せられています。

この条約の締結手続に関する国連立法ガイドを起草したニコス・パッサス教授は、東京オリンピックのようなイベントの開催を脅かすようなテロなどの犯罪に対して、現在の法体系で対応できないものは見当たらないと述べ、共謀罪がなくてもTOC条約締結は可能だということを明らかにしています。私はこのような安倍政権は国際的に見ても恥ずかしいと思います。したがっ

て、三重県議会として、安倍首相に意見書を送る意義は大きいものと考えます。この意見書案に一人でも多く賛同されるよう訴えまして、賛成討論いたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（舟橋裕幸） 7番 稲森稔尚議員。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

○7番（稲森稔尚） 草の根運動いが、伊賀市選出の稲森稔尚です。新政みえの皆さんの思いもそんたくしながら、意見書案第4号に対しまして賛成の立場から討論を行います。

共謀罪の趣旨を含む組織的犯罪処罰法改正案につきましては、2003年、2005年、2009年と過去3回国会に提出されてきましたが、いずれも国民の強い反対の声に押されて廃案になったものです。組織的犯罪集団の定義や共謀、合意の判断、準備行為の要件などが極めて曖昧であり、時の権力や捜査機関の拡大解釈によっては市民団体や個人の内心の自由が侵され、自由な思想信条が罰せられるおそれがあります。

これまで共謀罪がなくとも違法な令状のないGPS捜査や野党を支持する労働組合への監視カメラの設置など、既に捜査機関によって行われてきたということは事実であり、このことを不安に思うことは当然であります。

また、捜査対象を監視するために通信傍受の範囲が拡大されれば、言論、表現の自由や個人のプライバシー権を侵害するおそれもあります。このようなことから、多くの刑法学者など法曹関係者が反対を表明しており、国民世論も法案そのものに反対や審議が不十分との声が日増しに高まっています。

共謀罪を強行することは自由な市民社会を萎縮させ、民主主義の土台を揺るがす重大な問題であります。国会においても法務大臣をはじめお粗末な答弁に終始し、国民的な議論を経ないまま衆議院において短時間で審議を強行採決したことに対して抗議することは当然です。

今国会では森友学園や加計学園をめぐる首相周辺の不当な政治介入によって政策決定がゆがめられているということが強く疑われています。野党各党の追及に対してまともな説明すら行わず、文部科学省の元事務次官の告発を

政権ぐるみで握り潰そうとするなど、国民不在の今の政府の姿勢に対しては絶望感でいっぱいです。今すべきことは共謀罪を数の力で強行するのではなく、首相周辺の政治介入疑惑こそ徹底した真相究明をすべきです。

以上のことを申し上げまして、意見書案第4号への賛成を表明して討論を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（舟橋裕幸） 以上で討論を終結いたします。

## 採 決

○議長（舟橋裕幸） これより採決に入ります。

意見書案第4号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（舟橋裕幸） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

○議長（舟橋裕幸） お諮りいたします。明13日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟橋裕幸） 御異議なしと認め、明13日は休会とすることに決定いたしました。

6月14日は引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

## 散 会

○議長（舟橋裕幸） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時28分散会